

提言

新型コロナウイルス感染症のパンデミックを
めぐる資料、記録、記憶の
保全と継承のために



令和5年（2023年）9月26日

日 本 学 術 会 議

この提言は、日本学術会議第一部史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会が中心となり審議を行ったものであり、日本学術会議として結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議第一部史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会

委員長	若尾 政希	(第一部会員)	一橋大学大学院社会学研究科教授、大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事
副委員長	大友 一雄	(連携会員)	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館名誉教授
幹 事	奥村 弘	(連携会員)	神戸大学副学長、神戸大学大学院人文学研究科教授
幹 事	柳原 敏昭	(連携会員)	東北大学大学院文学研究科教授
	栗田 禎子	(第一部会員)	千葉大学大学院人文科学研究院教授
	佐野 正博	(第一部会員)	明治大学経営学部教授
	芳賀 満	(第一部会員)	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
	飯島 渉	(連携会員)	青山学院大学文学部教授
	石居 人也	(連携会員)	一橋大学大学院社会学研究科教授
	大橋 幸泰	(連携会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	長 志珠絵	(連携会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
	倉員 正江	(連携会員)	日本大学生物資源科学部教授
	久留島典子	(連携会員)	神奈川大学国際日本学部教授、東京大学名誉教授
	高埜 利彦	(連携会員)	学習院大学名誉教授

本提言の作成にあたり、以下の方々に御協力いただいた（なお、所属などは意見や資料の提供を求めた時期のものである）。

参考人	門司 和彦	長崎大学多文化社会学部長、同大学多文化社会学部教授
同	五月女賢司	大阪国際大学国際教養学部准教授
同	中澤 港	神戸大学大学院保健学研究科国際保健学領域教授
同	関 なおみ	東京都大田区保健所感染症対策課長、医師
同	後藤 真	国立歴史民俗博物館准教授
同	橋本 雄太	国立歴史民俗博物館准教授
同	吉田 真晃	内閣府大臣官房公文書管理課課長
同	菅沼 大喜	内閣府大臣官房公文書管理課課長補佐
同	小宮山敏和	独立行政法人国立公文書館専門官室（評価選別担当）上席公文書専門官
	市川 智生	沖縄国際大学総合文化学部准教授
	井上 弘樹	東京医科大学医学部講師
	石井 正弘	東京都四谷小学校校長
	吉田 光男	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

瀧川 裕貴 磯 博康	東京大学大学院人文社会系研究科准教授 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際医療協力局グローバルヘルス政策研究センター長、日本学術会議第二部健康・生活科学委員会・基礎医学委員会合同パブリックヘルス科学分科会委員長
高倉 弘喜	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所教授、日本学術会議第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会委員
秋葉 澄伯	弘前大学研究教授、日本学術会議第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会委員長
中川 晋一	一般社団法人情報通信医学研究所代表理事・所長、日本学術会議第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会委員
持田 誠 工藤 航平	北海道浦幌町立博物館学芸員 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗学博物館准教授
大久保規子	大阪大学大学院法学研究科教授、日本学術会議第一部会員、日本学術会議第一部法学委員会委員
川嶋 四郎	同志社大学法学部法律学科教授、日本学術第一部会議会員、日本学術会議第一部法学委員会副委員長
三成 賢次	大阪大学名誉教授、日本学術会議第一部会員、日本学術会議第一部法学委員会委員
大竹 文雄	大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授、日本学術会議第一部会員、日本学術会議第一部経済学委員会委員、内閣官房新型インフルエンザ等対策推進会議委員、同基本的対処方針分科会委員、内閣官房新型インフルエンザ等対策有識者会議委員、同基本的対処方針等諮問委員会委員

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務	増子 則義	参事官（審議第一担当）（令和5年4月まで）
	根来 恭子	参事官（審議第一担当）（令和5年5月から）
	山田 寛	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（令和5年3月まで）
	若尾 公章	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（令和5年4月から）
	昨間 美里	参事官（審議第一担当）付審議専門職

要 旨

1 作成の背景

2020 年以來、世界を席卷してきた「新型コロナウイルス感染症」（以下、「新型コロナ」）のパンデミックは、その収束のあり方が明確になりつつある。日本を含め世界は、新型コロナとの共存を通じて、社会生活のために必要な活動を再開しながら、同時に、将来的な新興感染症の脅威に対して強靱な社会を構築することを模索している。そのためには、新たな理念や制度の構築が必要であり、医療や公衆衛生にとどまらない多様な学問領域からの知見を集約することが必要である。

日本学術会議は、様々な学問領域の科学者が結集する日本の科学者の内外に対する代表機関であり、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）を基礎に、学問領域を横断して、感染症との共存のための知見を集約し、感染症に対して強靱な社会を構築するための学術的貢献ができる組織である。その基盤となるのは、2020 年から現在までの新型コロナのパンデミックの全体像を正確に理解することであり、そのためにはパンデミックの過程で作成され蓄積されてきたさまざまな資料、記録、記憶を適切に保全・継承するための制度を構築することが必要である。また、その結果は、国民全体に開かれ、共有されなければならない。以上の認識にもとづき、日本学術会議は、資料、記録、記憶を残すことを学問的な手法とする第一部史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会を中心に、新型コロナをめぐる資料、記録、記憶の「何を、誰が、どう残すか」をめぐる議論を開始した。

2 現状及び問題点

本提言の対象である、新型コロナをめぐる資料、記録、記憶は、感染症対策を担った医療機関等に蓄積されていると理解されることが多い。確かにそれらは保存・継承すべきものであり、そのための制度の構築が必要である。実際に、厚生労働省や内閣府などの審議会等での議論によって、医療や公衆衛生に関するデータを保全する体制が整備されてきた。本提言は、そうしたデータについても目配りをしながら、同時に、これまで本格的に議論されてこなかった国、地方公共団体などの公的機関から、広く社会、地域や個人の中に蓄積されてきた多様な資料、記録、記憶の保全・継承の重要性を指摘し、その方法を提言することを目的としている。

新型コロナのパンデミックは、2020 年以來、すでに3年以上が経過した。地球上に生活する人々全員が当事者となったため、資料、記録、記憶は膨大である。その全体を保存・継承することはできないが、かといって何らの措置もとらなければ、多くの資料、記録、記憶は廃棄され、保全・継承されるのはごく僅かなものとならざるをえない。そのようにならないためには、明確な戦略のもとで、「何を、誰が、どう残すか」を議論し、ただちにその取組を開始しなければならない。

3 提言の内容

(1) 新型コロナをめぐる資料、記録、記憶

国の各行政機関では、国の方針に基づき、公文書を国立公文書館等に移管して永年保存することとしている。新型コロナのパンデミックが「歴史的緊急事態」に指定されたことの重要性に鑑み、移管対象とする資料や記録の範囲を拡大することも含め、適切な保全・継承が行われることを強く要望する。

地方公共団体においては、内閣府大臣官房公文書管理課長の 2023 年 4 月の「通知」を踏まえ、地方公共団体における「歴史的緊急事態」に関する文書を、国の取

組に準じて地方公共団体の公文書館等に移管し、永久保存すべく早急な措置をとることが必要である。また、地方公共団体の活動等をデジタルアーカイブ化して、保全・継承し、市民が広く活用できるようにするとともに、新型コロナのパンデミックの記録・資料集（『流行と対策の記録（仮称）』）を編集することが重要な課題である。

新型コロナのパンデミックの中で、対策の最前線に位置した**保健所**の資料、記録は、保健所の管轄区域が複数の地方公共団体にまたがっている場合もあり、保全責任の所在があいまいとなり、その保全が危ぶまれる。内閣府大臣官房公文書管理課長の 2023 年 4 月の「通知」では、「文書管理に関する責任の帰属を明確にした上で、適切に文書を作成し、管理・保存すべき」としており、保健所の資料、記録を保全することを要請した。複数の地方公共団体にまたがっている保健所については、どの地方自治体がその文書を管理するのか、議論を開始する必要がある。

企業、学校、メディア、大学や学会、博物館等の組織・団体も、新型コロナのパンデミックの中でどのような対応をとったのかを示す資料、記録、記憶を保全・継承する仕組みを構築すべきである。日本学術会議が蓄積した資料、記録、記憶も、適切に保全される必要がある。くわえて日本学術会議には、関係の学会などがこの間の対策などを整理・検証した情報を集約するためのプラットフォームとしての役割を果たすことが期待される。

(2) 「社会」を記録するために：「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）の構築

資料、記録、記憶の保全・継承の仕組みとして、デジタル化した「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）を構築することを提案する。国立国会図書館の「ひなぎく 東日本大震災アーカイブ」を参考にして、新型コロナをめぐるクラウド型のデジタル・プラットフォームを構築し、資料などをデジタル化して時系列的に配置すると同時に、地理情報を付与し、時空間データベースとして運用することを提案する。そのデータベースでは、個人情報にも配慮しながら、個人の記憶を集約する機能を持たせ、メンバーシップを明確にしながら、その量的な拡大を行うべきである。

「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）の運用を、将来的にどの機関が行うかは重要な検討課題だが、新設が予定されている国立健康危機管理研究機構（新型コロナ対策を担ってきた国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合し設立）に併設するのも一案である。

(3) 「モノ」を残すために：博物館機能の拡大

資料の保全については、デジタル化したデータだけを残せばよいというわけではない。デジタルデータだけでは理解できない新型コロナのパンデミックに起因する社会現象を記録する様々なモノを保全し、その展示を通じて、感染症への理解を深め、広く資料、記録、記憶を保全するための世論喚起が必要である。とりわけ博物館の役割が重要である。新型コロナのパンデミックは、感染症の抑制が医療や公衆衛生にとどまらない社会的な問題であることを浮き彫りにした。博物館において、新型コロナをめぐる蓄積された資料としてのモノを残し、それを展示し、社会に還元し、記録、資料、記憶の保全と継承に寄与することは重要であり、その機能の拡大が急務である。新設が短期的に困難だとしても、既存の結核研究所や結核予防会などを活用して、資料、記録、記憶の保全・継承を行うことを提案する。

目 次

1	はじめに.....	1
2	資料、記録、記憶を残す意義.....	3
	(1) 新型コロナのパンデミックと対策の推移.....	3
	(2) 20世紀初頭のインフルエンザ：過去の事例①.....	5
	(3) 21世紀初頭のインフルエンザ：過去の事例②.....	5
	(4) パンデミックをめぐる資料、記録、記憶.....	7
3	新型コロナをめぐる資料、記録、記憶.....	8
	(1) 新型コロナ対策の立案をめぐる.....	8
	(2) 地方公共団体の資料、記録.....	9
	(3) 保健所の資料、記録.....	11
	(4) 災害としての対応、メディア、企業、大学や学会、博物館などの対応.....	12
	(5) 日本学術会議の対応.....	12
4	「社会」を記録するという課題.....	13
	(1) 新型コロナの資料、記録、記憶を残すための方法.....	13
	(2) 学校における資料、記録、記憶.....	14
	(3) コミュニティの資料、記録、記憶.....	15
	(4) SNS上の資料、記録、記憶.....	15
5	「社会」を記録するための取組.....	16
	(1) 博物館の取組.....	16
	(2) デジタルアーカイブ学会の取組.....	16
	(3) 諸外国の動向①—英国公文書館や図書館の取組.....	17
	(4) 諸外国の動向②：米国議会図書館および歴史博物館の取組.....	18
	(5) ユネスコの共同声明.....	18
	(6) 民間団体や人文・社会科学の研究者による取組.....	19
6	提言.....	20
	(1) 新型コロナをめぐる資料、記録、記憶.....	20
	(2) 「社会」を記録するために：「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）の構築.....	20
	(3) 「モノ」を残すために：博物館機能の拡大.....	21
	<参考資料1> 審議経過.....	23
	<参考資料2> 公開シンポジウム開催.....	27
	<参考資料3> 保健所に関わる文書の保存について、市議会での答弁の例.....	30
	<参考資料4> 日本学術会議が開催した新型コロナウイルス感染症に関する公開講演会.....	33

1 はじめに

2020 年以來、世界を席卷してきた「新型コロナウイルス感染症」（以下、「新型コロナ」と略称する場合がある）のパンデミックは、その収束のあり方が明確になりつつある。日本を含め世界は、新型コロナとの「共存」¹を通じて、社会生活のために必要な活動を再開しながら（戦略としての「ウィズコロナ」）、同時に将来的な新興感染症の脅威に対して強靱な社会を構築することを模索している。そのためには、新たな理念や制度の構築が必要であり、医療や公衆衛生にとどまらない多様な学問領域からの知見を集約することが必要である。

日本学術会議は、様々な学問領域の科学者が結集する日本の科学者の内外に対する代表機関であり、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）を基礎に、学問領域を横断して、感染症との「共存」のための知見を集約し、感染症に対して強靱な社会を構築するための学術的な貢献を行うことができる組織である。その基盤となるのは、2020 年から現在までの新型コロナのパンデミックの全体像を正確に理解することであり、そのためにはパンデミックの過程で作成され蓄積されてきた資料、記録、記憶を適切に保全・継承し、その検証を進めるための制度的な基盤を構築することが必要である。また、その結果は、国民全体に開かれ、共有されなければならない。

以上の認識にもとづき、日本学術会議は、資料、記録、記憶を残すことを学問的な手法とする第一部史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会を中心に、新型コロナをめぐる資料、記録、記憶の「何を、誰が、どう残すか」をめぐる議論を開始した。

まず、本提言で用いている新型コロナをめぐる「資料」、「記録」、「記憶」という表現について説明しておきたい。3 年間のパンデミックの中で、政府や地方公共団体は様々な文書、報告書、統計などを作成した。企業や学校なども同様である。そうした資料の多くは、電磁的データとして作成されたが、対策の最前線に位置した保健所のように、初期においては感染をめぐる状況を膨大な手書きの記録として作成した事例もある。資料には、学校などが作成した休校措置をめぐる文書、商店や飲食店などの営業停止のビラなども含む。また、感染対策のためのマスクや検温の機器、防護服、アクリル板などのモノも資料である。そこで、パンデミックの中で作成され、蓄積されたものを総称して「資料」と呼び、その中で、特に、個人や様々な機関などが作成した文書を「記録」と呼ぶことにする。「文書」という表現を用いなかったのは、情報化の進展の中で膨大な電磁的なデータが作成され、やりとりされたからである。この中には、SNS 上のデータなども含まれる。

情報化の進展の中で、パンデミックをめぐるおびただしい数の個人的な記録や動画がインターネット上に投稿された。それらも重要な記録である。「記憶」をどのように定義し、また、その保全・継承のための方法や制度を構築するかは、容易ではない。インターネット上に投稿された個人的な経験を記録したデータ（記録）も記憶の一部と考えることができるからである。後述するように、パンデミックの体験を集約するためのさまざまなプロジェクトが内外で進められている。そこで、インタビュー記録なども含め蓄積されてきた、あるいは今後蓄積されるべき個人的な記録を「記憶」と定義しておきたい。

日本学術会議は、第一部史学委員会での議論のとりまとめにもとづき、第二部や第三部の関連分科会と意見交換を行い、公開性の高いセミナーなどを開催して国民各層

¹ 新型コロナとの「共生」という表現も使われるが、本論では「共存」を用いることにした。

から広く意見を聴取し、将来的に起こることが予測されている新興感染症に対して強靱な社会を構築するため、「新型コロナウイルス感染症」のパンデミックをめぐる資料、記録、記憶を保全・継承し、活用するための提言をとりまとめた。

新型コロナをめぐる資料、記録、記憶は、感染症対策を担った医療機関等に蓄積されていると理解されることが多い。確かにそれらは保存・継承すべきものであり、そのための制度の構築が必要である。実際に、厚生労働省（健康・医療・介護情報利活用検討会²、同医療等情報利活用ワーキンググループ³）や内閣府（規制改革推進会議医療・介護・感染症ワーキング・グループ⁴）などの審議会等での議論によって、医療や公衆衛生に関するデータを保全する体制が整備されてきた。本提言は、そうしたデータについても目配りをしながら、同時に、これまで本格的に議論されてこなかった国、地方公共団体などの公的機関から、広く社会、地域や個人の中に蓄積されてきた多様な資料、記録、記憶の保全・継承の重要性を指摘し、その方法を提言することを目的としている。

学校を例にとると、2020年を中心に実施された休校措置をめぐって、教育委員会からの通達、学校と児童・生徒や保護者とのやりとりのための文書、在宅での教育のための教材等をはじめ、膨大な資料や記録が蓄積された。資料の中には、学校での感染対策のために設置されたアクリル板等のモノもある。新型コロナ対策をめぐる児童・生徒、保護者そして教員等の記憶も残すべ重要な対象であり、こうした資料、記録、記憶の具体的なあり方を明らかにし、その保全・継承のための理念や制度を提言することは、日本学術会議に課せられた責務である。

新型コロナのパンデミックは、2020年以来、すでに3年以上が経過した。地球上に生活する人々全員が当事者となったため、そもそも資料、記録、記憶は膨大である。その全体を保存・継承することはできないが、かといって何らの措置もとらなければ、多くの資料、記録、記憶は廃棄され、保全・継承されるのはごく僅かなものとならざるをえない。そうならないためには、明確な戦略のもとで、「何を、誰が、どう残すか」を議論し、ただちにその取組を開始しなければならない。保存・継承されるべき資料、記録、記憶は日本国内に限定されないが、今回の提言では、まず国内に蓄積されてきた資料、記録、記憶を主な対象とした。

² 厚生労働省健康・医療・介護情報利活用検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09958.html 参照（2023年7月26日参照）。たとえば、2022年5月17日開催の第9回検討会では、医療機関等で作成された電子カルテから感染症情報を国が統一フォーマットで収集することが決定されている。資料2の2頁「電子カルテ情報等の標準化 今後の進め方（イメージ）」参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000939362.pdf>（2023年7月26日参照）

³ 厚生労働省健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_210261.html 参照（2023年7月26日参照）。

⁴ 内閣府規制改革推進会議医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ。2022年11月7日開催の第2回ワーキング・グループでは、医療データ等の利活用の促進について議論している。資料2-2-4 事務局提出資料「医療データの利活用と個人の権利・利益の保護の在り方について（ヒアリングを踏まえた論点）」から、医療データを将来の医療政策、医学研究、創薬等のために活用（二次利用という）することを念頭に議論が進められていることがわかる。

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2210_03medical/221107/medical02_020204.pdf（2023年7月26日参照）

2 資料、記録、記憶を残す意義

(1) 新型コロナのパンデミックと対策の推移

「新型コロナウイルス感染症」のパンデミックをめぐる資料、記録、記憶の「何を」残すべきかを明らかにするため、2020 年以来の経緯を簡単にふりかえり、どのような資料、記録、記憶が作成されたかを確認しておきたい。

新型コロナの初発地となった中国では、2020 年 1 月末、厳格な行動制限をとまなうロックダウン（都市封鎖）を実施した。その後、欧米諸国をはじめ諸外国も強制力をとまなう行動制限を行った。

2020 年 1 月 30 日、日本政府は内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」⁵を設置し、医学的見地から助言等を行う「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」（座長：脇田隆三国立感染症研究所所長、副座長：尾身茂典独立行政法人地域医療機能推進機構理事長、当時）を設置した。また、厚生労働省にも必要な助言を行う「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード」⁶が設置された。

同年 3 月頃から新型コロナの感染が拡大する中で、政府は国民に対して、行動の抑制を求めた。それは、「自粛」を基本とし、法的規制をとまなうものではなかった。3 月 14 日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」⁷を改正・施行し、「新型コロナウイルス感染症」を同法の対象とし、3 月 28 日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定した。4 月 7 日改正特措法にもとづいて「緊急事態宣言」を発出し、国民に広く行動の「自粛」を要請した。具体的な対策は、入国者への規制（いわゆる水際対策）、医療供給体制の整備、患者集団（クラスター）への対策、飲食店などの営業の縮小、リモートワークの推奨、学校等の休校、旅行や移動の「自粛」等であった。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（第一次補正予算約 25.7 兆円等、総額約 117 兆円）によって、感染拡大防止策、医療提供体制の整備、雇用調整助成金等による雇用の維持等が進められ、こうした中で、新型コロナ対策の最前線に位置したのは各地の保健所であった。

新型コロナの第 1 波が落ち着きをみせると、5 月 25 日、「緊急事態宣言」を解除し、第二次補正予算を成立させ（6 月 12 日、予算額は約 32 兆円）、雇用調整事業金の拡充、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体制の強化等を進めた。こうした中で、7 月に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を廃止し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の下で、経済学者、知事、病院関係者、企業経営者などから構成される「新型コロナウイルス感染症対策分科会」⁸を設置し、その後の対策の立案にあたった。

2020 年の感染初期において、新型コロナは新興感染症として、有効な治療薬やワクチンがなく、症状なども不明で医療的対応も難しかった。そのため、日本でも諸

⁵ 首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html 参照（2023 年 7 月 26 日参照）。
国の感染症対策については、内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 <https://corona.go.jp> 参照（2023 年 7 月 26 日参照）。

⁶ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00348.html（2023 年 7 月 26 日参照）

⁷ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78ab2871&dataType=0&pageNo=1（2023 年 7 月 26 日参照）

⁸ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策分科会

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

外国と同様にウイルスとの接触を減らす公衆衛生的な対策が中心になった。以上のような一連の新型コロナ対策の中で、国や地方公共団体、企業、学校や人々の生活を取りまく社会や地域において、膨大な資料、記録、記憶が作成されたのである。

資料、記録の保全のための動きも進められた。2020 年 3 月 10 日、今般の「新型コロナウイルス感染症」に係る事態は、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態、すなわち、国家・社会として記録を共有すべき「歴史的緊急事態」（「行政文書の管理に関するガイドライン」、2011 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に該当することが閣議で了解された。これを受けて、同日付けで内閣府大臣官房公文書管理課長から各行政機関に対して通知が出され、将来の教訓として極めて重要であることから、今般の事態に政府全体として対応する会議等の記録を作成するとともに、関連する行政文書ファイル等については保存期間満了時に原則として国立公文書館等に移管し、永久に保存することとなった。以上は、公文書の保全・継承のための措置であるが、新型コロナをめぐっては、前述のように地域、社会や個人において、より膨大な資料、記録、記憶が作成、蓄積されてきた。パンデミックの状況を正確に理解し、その検証を行うためには、こうした資料、記録、記憶の保全・継承が重要な課題である。

2020 年後半には、経済対策の一環として、「Go To トラベル事業」や「Go To Eat 事業」が開始された。しかし、2020 年末になると再び感染の拡大が顕著となり、2021 年初め、首都圏や都市部を中心として、再び「緊急事態宣言」が発出された。この時期には、「緊急事態宣言」が出された地域とその対象とされなかった地域がはっきりと分かれ、人口の集中している都市部がその他の地域に感染状況の面で負荷をかける状況も生まれていた（内閣官房「新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の実施状況に関する報告」令和 3 年 10 月）⁹。

2020 年夏の開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピックは一年延期となっていたが、「緊急事態宣言」が発出されている中で、2021 年夏、ほぼ無観客での開催となった。

2021 年になると、外国製ワクチンが導入され、夏ごろから本格的な接種が開始された。ワクチン接種の拡大のため、自衛隊も活用され、大学なども利用した大規模接種会場が各地に設置された。その初期において、ワクチンの供給が不安定だったり、接種の予約が難しい場合も目立ち、地域や年齢によって接種の開始時期などにかんがいのばらつきがあったなど、様々な混乱があった。

2022 年になると、変異株のオミクロン株が市中にまん延し、感染の抑制自体が困難になった。そのため、諸外国と同様に、日本でも新型コロナウイルスとの「共存」をはかる「ウィズコロナ」へと対策が転換された。一貫して「ゼロコロナ」対策を維持した中国も国内的な不満が高まり、2022 年末に対策を転換した。

新型コロナのパンデミックの中で、各国が進めた対策は、ウイルスの変異に対応しながら、公衆衛生的対策から医療的対策へと重点を移し、ワクチン接種の拡大などを進めながら、新型コロナとの「共存」をめざすものへと変化してきた。日本でも、2023 年 5 月、「新型コロナウイルス感染症」を季節性インフルエンザと同等の感染症と見なし、基本的には通常の医療体制によって対応することになった。WHO も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の終了を宣言した（2023 年 5 月 5

⁹ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の実施状況に関する報告」令和 3 年 10 月
https://corona.go.jp/news/pdf/houkoku_r031008.pdf（2023 年 9 月 10 日参照）。

日)。

日本の新型コロナ対策は、都市部を中心に「緊急事態宣言」を発出して対策を進めたものの、中国や欧米諸国が行ったロックダウンを行わなかった点に特徴がある。日本の新型コロナ対策が「自粛」、ワクチン接種、「共存」戦略へと推移する中で、対策は医療や公衆衛生だけではなく、広く社会や経済、国民一人一人の意識や行動様式と深く関係するものだったことを確認しておきたい。

新型コロナのパンデミックとその対策の推移を概観したのは、その過程で、政府、地方公共団体、企業、個人や地域、社会などに膨大な資料、記録、記憶が蓄積されたことを確認するためである。医療や公衆衛生に関わるものを想起しがちだが、同時に、対策の様々な場面で多くの資料、記録、記憶が社会や地域、個人において作成された。それらは、不断に生み出され、同時に大量に廃棄されている。特に、2023年5月以降、そうした傾向はより顕著になっている。

(2) 20世紀初頭のインフルエンザ：過去の事例①

「新型コロナウイルス感染症」のパンデミックをめぐる資料、記録、記憶を保全・継承するため、まず、過去のパンデミックにおいて、どのような保全・継承の取組みが行われたかを確認しておきたい。

20世紀初頭の1918年から1920年、新型インフルエンザ（いわゆる、スペイン風邪）が流行し、世界で約4,000万人（この数字をめぐるには諸説がある、なお、当時の世界人口は約16億人であった）が死亡したとされる。日本でも、この時期約40万人が亡くなったとされる¹⁰。ところが、米国の歴史家アルフレッド・クロスビーは、大規模なパンデミックだったにもかかわらず、それは「忘れられてしまった」と指摘している¹¹。

20世紀初頭、感染症の流行は現在よりも日常的で、天然痘や結核、様々な寄生虫症などの感染症が流行していた。感染症はより身近なもので、そのため、資料、記録、記憶を保全するという動機づけ自体が弱く、結果として多くの資料、記録、記憶が保全されることなく、前述のように「忘れられてしまった」。それは結果として、感染症の抑制のための貴重な経験を失うことでもあった。

(3) 21世紀初頭のインフルエンザ：過去の事例②

20世紀後半になると、天然痘の根絶（1980年、WHOによる根絶宣言）に象徴される感染症の抑制が進み、死因としての位置づけが低下した。感染症にかわって、がんなどの生活習慣病が死因として重要になった（疾病構造の転換）。人類は近い将来、感染症を制圧できるという考え方が広まったが、HIV/AIDSなどの新興感染症や再興感染症が流行する中で、その考え方が誤りであることが明らかになった。

疾病構造の転換が進んだのは日本も同様で、20世紀後半、天然痘の根絶、結核や寄生虫症の抑制が進み、生活習慣病が重要な死因となった。20世紀末には、感染症対策を担ってきた保健所の統廃合が進められ、医療資源は感染症から生活習慣病により多く配分されるようになった。新型コロナの感染拡大の中で、保健所に過度の負担がかかった背景としてそうした事情も指摘されている¹²。新型コロナのパンデ

¹⁰ 速水融『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ—人類とウイルスの第一次世界戦争』藤原書店、2006年

¹¹ Crosby, Alfred W. (1989), *America's Forgotten Pandemic: The Influenza of 1918*, Cambridge UP, A・W・クロスビー『史上最悪のインフルエンザ—忘れられたパンデミック』西村秀一訳、みすず書房、2004年

¹² 国立社会保障・人口問題研究所の「社会保障統計年報データベース リンク <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/ssj-db-top.asp>」（2023年7月26日参照）によれば、保健所は、都道府県立、政令市、特別市の合計で845

ミックの中で、保健所の職員は深刻な超過勤務の状況に置かれた。その一端は、日本自治体労働組合総連合の職場実態調査等でも指摘されている（「感染拡大期（4月）の保健所の職場実態調査（中間報告）」¹³ 2020年10月12日）。

2009年、新興感染症である新型インフルエンザが流行した。WHOや各国政府は、20世紀初頭のインフルエンザの再来を懸念して厳格な対策をとったが、幸い流行は限定的で、日本での流行も抑制されたものであった。日本では、2011年3月末、新型インフルエンザを季節性に見なし「共存」を図る方針が確定され（新型コロナの感染症症状の類別変更の前例）、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」¹⁴（2013年6月7日、2017年9月12日一部変更）が作成された。一連の対策を立案し、行動計画を策定したのは、新型コロナ対策でもキーパーソンの一人となった尾身茂氏である。

新型コロナのパンデミックの際に、2009年の新型インフルエンザの流行をめぐる知見やそれをもとに策定された行動計画が十分に機能したとは言いがたい。行動計画では、医療崩壊の可能性も指摘し、感染症関係の病院機能の強化やワクチン開発への積極的な投資の必要性を指摘していた。また、適切な情報を社会に広く提供し、人々が行動変容を通じて感染症対策を行うことの重要性も提言していた。しかし、それらはあまり実現されなかった。その理由の一つとして、資料、記録、記憶の保全・継承が不十分であり、特に、社会的な対応を十分に検証していなかったことをその理由としてあげることができる。

開発や都市化にともなう生態系への介入によって新興感染症が発生するメカニズムを考えると、今後も新興感染症の発生を完全に抑制することは困難である。新興感染症の多くが人獣共通感染症¹⁵であるため、その抑制のためには、ヒトだけではなく様々な動物の健康や生態系の維持が必要だとする One Health という考え方も登場している¹⁶。新型コロナとの「共存」という考え方の背景には、こうした感染症と人類の関係性をめぐる考え方の変化がある。

一般財団法人日本公衆衛生協会は、2023年、『新型コロナウイルス感染症対応記録』¹⁷を公表した。この報告書は、「各衛生担当部局をはじめ保健所、地方衛生研究所など最前線で今回の流行に取り組まれた公衆衛生関係機関の対応記録をまとめて、将来の新たな感染症の脅威への備えとすべく」作成された。貴重な記録であるが、医療や公衆衛生関係が大部分を占め、社会の動きに触れているのは、広報・リスクコミュニケーションについて述べた第14章と社会生活への影響を述べた第15章にとどまっている。より多く社会を記録すること、多様な資料、記録、記憶を保

（1996年）→535（2006年）→480（2016年）と減少した（第240表）。『毎日新聞』2021年4月10日、朝刊、17面「新型コロナ まず病院削減政策を見直せ 伊藤周平・鹿児島大教授に聞く」（下）。

¹³ 日本自治体労働組合総連合「感染拡大期（4月）の保健所の職場実態調査（中間報告）」2020年10月12日 <https://www.iichiroren.jp/sys/wp-content/uploads/2020/09/c8423b566b2cf437ccd60454a6ea5959.pdf>（2023年7月26日参照）

¹⁴ 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>（2023年7月26日参照）

¹⁵ 「人獣共通感染症」とは、「同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症」である。国立感染症研究所 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/route/vertebrata.html>（2023年7月26日参照）。

¹⁶ たとえば、厚生労働省「ワンヘルス・アプローチに基づく動物由来感染症対策」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172990.html> 参照（2023年7月26日参照）。日本学術会議も2020年11月14日に公開シンポジウム「One health：新興・再興感染症～動物から人へ、生態系が産み出す感染症～」を開催している。＜参考資料4＞参照。

¹⁷ 一般財団法人日本公衆衛生協会『新型コロナウイルス感染症対応記録』（正林督章・和田耕治編集、尾身茂・脇田隆字監修）、2023年3月 http://www.jpha.or.jp/sub/topics/20230427_1.pdf（2023年7月26日参照）

全・継承することが必要である。

(4) パンデミックをめぐる資料、記録、記憶

「新型コロナウイルス感染症」のパンデミックをめぐる病院や保健所の資料、記録は、診療記録や疫学的な記録として蓄積され、その一部は治療のために活用されるようになった。デジタル化の遅れが指摘される中で、2020 年 5 月に導入された「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」¹⁸が蓄積した情報もその一つである。新型コロナへの対応の中で、こうした情報の活用の仕組みも整備されたが、総じて、資料、記録の保全・継承への関心は高いとはいえない¹⁹。

新型コロナ対策の最前線に位置した保健所は、膨大な資料、記録を作成し、蓄積してきた。しかし、多くの資料、記録は医療事故に備えての 5 年保存を中心に資料保全の制度設計を行っているため、中長期的な保全・継承に関しては課題が多い。

新型コロナのパンデミックの中で、感染の拡大を防ぐため、国民に行動の「自粛」を求め、商業施設などの営業の制限、リモートワークの推奨、学校の休校等の措置がとられた。初期には、経済的損失を補填するための制度も整っていなかったため、様々な問題が顕在化し、それらをめぐっても膨大な資料、記録、記憶が作成された。たとえば、営業時間の短縮を説明する商店の案内等も資料の一つであり、営業自粛に消極的だった商店などを非難する「張り紙」等も同様である。そうした資料を保全・継承するための仕組みは整っていない。そのため、こうした資料は、わずか数年前のことであるにもかかわらず、現在、それを見ることは容易ではない。

新型コロナのパンデミックの中で、膨大な資料、記録が SNS 上に拡散したことも記憶に新しい。たとえば、ワクチン接種の過程でその有効性をめぐって様々な言説が登場し、それらが人々の行動を規定することも少なくなかった。新型コロナは、歴史上はじめて、社会における SNS の役割が拡大する中で発生したパンデミックであった。そのため、SNS 上の膨大な資料や記録も保全・継承すべきである。ところが、その理念と制度はまったく整っていない。

総じて言えば、新型コロナのパンデミックは地球上に生活している全人類が当事者であった。そのため、資料、記録、記憶は膨大であったが、それらを残す動機づけはむしろ弱いと考えざるをえない。2023 年 5 月、新型コロナの類別が変更され、季節性インフルエンザと同様の対応がとられるようになって、資料、記録、記憶の廃棄が急速に進んでいる現実がある。

新興感染症に対して強靱な社会を構築するためには、2020 年以来の新型コロナのパンデミックの中で蓄積された知見を保全・継承することが必要である。その知見とは医療や公衆衛生の領域に限定されるものではなく、人文社会科学の中にも膨大な知見が蓄積されている。その保全・継承のための理念と制度を構築することが必要である。そのためには、まず、パンデミックの中で蓄積された資料、記録、記憶を意識的に残すことが必要になる。「何を、誰が、どう残すか」という議論を深め、理念や制度を構築し、それを共有し、保全・継承のための制度の構築をただちに開始しなければならない。その結果は、個人情報に配慮しながら、公開性を高

¹⁸ 厚生労働省 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS） 概要、マニュアル等 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html 参照（2023 年 7 月 26 日参照）。

¹⁹ 「特集 災害対策・危機管理の専門家による COVID-19 パンデミックの検証」『公衆衛生』86（7）、2022 年 7 月

め、国民の間で共有できるものとしなければならない。

3 新型コロナをめぐる資料、記録、記憶

(1) 新型コロナ対策の立案をめぐる

2020年3月10日、「新型コロナウイルス感染症」に係る事態は、行政文書の管理における「歴史的緊急事態」に該当することが閣議了解された²⁰。その後、3月19日に各府省庁等の公文書監理官を集めた「行政文書の管理における『歴史的緊急事態』の決定に伴う連絡会議」が開催され、内閣府特命担当大臣（公文書管理担当）から、各部署で記録を適切に作成するとともに、作成された行政文書ファイル等を「歴史的緊急事態関係」文書として、保存期間満了時に国立公文書館等へ移管するよう依頼があった。

5月28日、内閣府大臣官房公文書管理課長名で「各行政機関副総括文書管理者」に宛てて、「新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書ファイル等の整理及び保存等の運用上の留意点について（通知）」²¹が出された。そこでは、国立公文書館等に移管し永久保存する「新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書ファイル等」とは、「基本方針等の立案及びその経緯」または「基本方針等に基づき、各行政機関において実施した取組及びその経緯」を記したものであり、次のように例示されている。

- ・発生状況等の情報提供・共有
- ・サーベイランス・情報収集
- ・まん延防止
- ・医療の提供体制の確保等
- ・経済・雇用対策
- ・人権への配慮、社会課題への対応等
- ・物資・資材等の供給
- ・地方公共団体、国際機関、諸外国・地域等との連携
- ・社会機能の維持 等

また、「各都道府県の要請等を踏まえ、当該都道府県の区域において各行政機関（その地方支分部局等を含む）が実施した取組及びその経緯」も該当するとして、例示されているのは、次のとおりである。

- ・事業・行事の中止
- ・施設等の使用制限 等

これらを踏まえ、各行政機関は、保有する行政文書ファイル等が該当するかを十分確認するとともに、該当する行政文書ファイル等には、「新型コロナウイルス感染症」や「新型コロナウイルス感染症対策」等の文言を含めるなど、できる限りその該当性を容易に判別できる名称を付与するよう求められた²²。

²⁰ 内閣府「行政文書の管理における『歴史的緊急事態』の決定について」

<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/rekiren/index.html>（2023年7月26日参照）

なお、独立行政法人国立公文書館が編集した『公文書管理関係法規集』（2022年4月）には、現在の公文書管理に関わる法規が収載されている。https://www.archives.go.jp/law/pdf/kanri_houki.pdf（2023年7月26日参照）

²¹ 「新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書ファイル等の整理及び保存等の運用上の留意点について（通知）」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/rekiren/tsuchi200528.pdf>（2023年7月26日参照）

²² たとえば、審議会等の議事録・議事概要のファイル名がすべて gijiroku.pdf、gijigaiyou.pdf となっている場合がある。何の審議会の何回目ものかという情報が入れたファイル名にしていただけると、後の整理がしやす

新型コロナのパンデミックをめぐっては、膨大な資料、記録が蓄積された。保全・継承されるべき公文書の範囲として、各府省庁等の対策を網羅した公文書が想定され、国立公文書館等に移管することとしているが、今回の事態の重要性に鑑み、国の各機関が移管対象とする新型コロナに関する資料や記録の範囲を拡大し、社会的な対応を示す文書を含めて保全・継承が行われることを強く要望する。

(2) 地方公共団体の資料、記録

上記(1)の「新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書ファイル等の整理及び保存等の運用上の留意点について(通知)」²⁰⁾は、国の各行政機関に宛てたものであったため、その方針は地方公共団体に伝わらなかった。そこで、内閣府大臣官房公文書管理課では、2021年2月に都道府県に対してアンケート調査を行い、その調査項目に、「②新型コロナウイルス感染症対策に係る文書の対応状況」をあげ、国の取組状況についての情報提供を行うとともに、都道府県の対応状況を把握した。

その結果、都道府県の中には、新型コロナウイルス感染症に対する県の対応に係る文書を、他の事項に係る文書のファイルとは別に編綴し、ファイルの名称に「新型コロナウイルス感染症」の文言を含むようにしているところがあり、保存期間を原則10年以上とし、保存期間の満了後に県立公文書館に移管することとしているところもあった。内閣府大臣官房公文書管理課では、こうした優良な事例を整理し、全都道府県に配布するとともに、管下の市区町村にも情報を提供するように依頼した(以上は、「公文書管理委員会第89回議事録」²³⁾)。

内閣府大臣官房公文書管理課による取組は有意義ではあるが、「歴史的緊急事態関係」文書として永年保存しようという国の取組に比して、都道府県のそれは不十分であった。市区町村にいたっては、国の公文書管理の方針はほとんど伝わっていなかった。そのため、地方公共団体では、文書の保存期間終了後に大量の新型コロナに関わる資料、記録が廃棄される危険性が高い²⁴⁾。

2023年4月24日に開催された内閣府の公文書管理委員会では、内閣府大臣官房公文書管理課長名で、各都道府県担当者宛に「地方公共団体における「歴史的緊急事態」に関する文書について(通知)」を送付する旨の説明がなされた²⁵⁾。そこでは、まず、国における取組を説明した後に、

地方公共団体におかれても、当該地方公共団体において作成・管理されてい

い。

²³⁾ 2021年7月26日開催、第89回公文書管理委員会。次の議事録の22ページ参照。

<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/20210726/89gijiroku.pdf> (2023年7月26日参照)
都道府県にアンケート調査を行い、情報提供を行ったことについては、資料5-2参照。

<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/0726/shiryoku5-2.pdf> (2023年7月26日参照)

なお、上記の議事録によれば、公文書管理法第34条で地方公共団体の努力義務が定められ、また、施行5年後見直しの検討報告書においても地方公共団体の文書管理業務について国や国立公文書館が積極的に支援することを検討すべきとされていることから、地方公共団体の公文書管理担当への情報提供を行ったと説明されている。

²⁴⁾ 2023年2月24日開催の第9回歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会では、内閣府大臣官房公文書管理課及び国立公文書館と意見交換を行った。その際にも、この点は話題にのぼった。市区町村には、「歴史的緊急事態」文書について永年保存するという国の方針が伝わっていない可能性が高いことについて、問題意識を共有することができた。本分科会はこのままでは、新型コロナウイルスパンデミックの中で作成された資料・記録が破棄されてしまうのではないかと強い危機感を持っていることをここで申し述べておきたい。

²⁵⁾ 内閣府 第101回公文書管理委員会配付資料一覧

<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2023/0424haifu.html> (2023年7月26日参照)

資料2-2「地方公共団体における「歴史的緊急事態」に関する文書について(通知)」

<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2023/0424/shiryoku2-2.pdf> 参照 (2023年7月26日参照)。

る関連文書は、その歴史的重要性に鑑み、公文書館等へ移管とするなど、永久に保存されることが適切であると考えられるため、国の取組の準じた対応が行われるよう、必要なルールの整備及びその庁内への周知等の措置を採られることが望ましい。

と述べている。また、都道府県に対して、管内の市区町村にも本通知について情報提供するよう依頼している。これは、内閣府大臣官房公文書管理課が、都道府県に対して、地方公共団体における「歴史的緊急事態」に関する文書が、国の取組に準じて地方公共団体の文書館等に移管し永久保存されることが適切だと考えられると述べたものである。今後、都道府県と市区町村が、国の取組に準じて早急に対応することを強く要望する。

地方公共団体は、新型コロナ対策の実施のために、ウェブサイトや広報紙などを使って住民に向けて定期的に大量の情報を発信してきた。その内容は、感染予防やワクチン接種のための情報、関係の給付金、休業補償等、多岐にわたる。たとえば、東京都豊島区は区のウェブサイト²⁶に、2020年以來、区民等を対象として、管内の新型コロナの発生状況、区役所における相談窓口、ワクチン接種に関する情報、区立小中学校や保育所等における対応を掲載してきた。その中には、豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況や、保育士・小中学校教員等の優先接種に関する区長のメッセージ、「医療従事者のかたへのインタビュー」と題する豊島区医師会の会長や豊島区看護師会の会長、池袋保健所所長へのインタビューも含まれている。

豊島区のウェブサイトの「資料アーカイブ」は、「平成期の区政に関する基礎的な資料や区議会で審査された主要な案件に関する資料等をデジタル化しテーマ別に掲載」したもので、任意の語句で検索することもできる。「新型コロナウイルス感染症対策」（テーマ「福祉・健康」のサブテーマ）の項目には、新型コロナに関わる資料・記録などが収録されている。

また、豊島区は区制施行 90 周年に向けた区史編纂事業のために豊島区の平成史をたどるためのウェブサイト「としまひすとりい」²⁷を運営している。豊島区のウェブサイトにある「新型コロナウイルス感染症関連情報」も、その全体が「としまひすとりい」上で保全・継承されることが望ましい。ウェブサイトの情報は更新や削除が頻繁に行われ、リンクが切れて読めなくなることが多く、その点にも配慮が必要である。

それぞれの地方公共団体においてもデジタルアーカイブ化が急務である。また、新型コロナのパンデミックの記録、資料、記憶にもとづき、記録・資料集（『流行と対策の記録（仮称）』）を編集することも意義深い事業と言える。すでに、横須賀市民生局健康部保健所企画課『新型コロナウイルス感染症対応史』（2023 年 5 月 8 日発行）などの記録集が公表されつつあることを指摘しておきたい²⁸。

²⁶ 豊島区 新型コロナウイルス感染症関連情報

<https://www.city.toshima.lg.jp/999/kenko/covid19/index.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

²⁷ 豊島区／としまひすとりい <https://adeac.jp/toshima-history/top/>（2023 年 7 月 26 日参照）

同 資料アーカイブ <https://adeac.jp/toshima-history/top/topg/04digital/indexarchive.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

²⁸ この記録集は、横須賀市のウェブページから公開されている。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3160/covid19/history.html>（2023 年 9 月 10 日参照）

(3) 保健所の資料、記録

新型コロナのパンデミックの中で、対策の最前線に位置したのは保健所であった。20 世紀後半、感染症の抑制のために保健所は大きな役割を果たした。東京都の場合を例にあげると、23 区と中核市・政令市の八王子市・町田市にそれぞれ保健所が設置され、他の地域には、市町村の枠をこえて、西多摩・南多摩・多摩立川・多摩府中・多摩小平・島しょ（島嶼）の 6 つの保健所が置かれている。八王子市が設置主体である八王子市保健所については、市議会の定例会（2022 年 6 月 9 日）²⁹において、議員の質問に対して、保健所を所管する健康部長が次のように答えている（＜参考資料 3＞参照）。

新型コロナウイルス感染症に係る文書でございますが、国や東京都からの各種通知類や照会・回答文書、医療機関からの発生届、感染症法に基づき発出いたしました文書、陽性者の健康観察記録、クラスター対応記録、また、地域医療体制支援拠点の立ち上げや運営に係る文書のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票や接種証明書発行申請書など多岐にわたっております。また、文書の保存期間につきましては、公文書保存期間設置基準に基づき、おおむね 5 年で設定しております。

また、同じ議員の、「(コロナ禍の) 収束後、新たな感染症対策の教訓として生かすためにも、保健所を中心とし、頑張ってきた本市の成果や課題を踏まえ、記録集を作成すべきだ」という質問に答えて、市の総合経営部長は「100 年に 1 度の未曾有の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症の脅威に対して、2 年以上にわたり行ってきました本市の対応をまとめた記録集を作成する予定」である旨、回答している。八王子市の場合は、保健所の資料や記録についても、他の公文書と同様に「専門的な資格、知識を有する歴史的文書管理専門員が専門的な視点によるチェックを行い、歴史的に価値のある公文書を適切に選別し、保存」されることが約束されている。また、資料・記録集を作成することにも言及している。

それに対し、管轄区域が複数の市町村にまたがる保健所については、その資料や記録が誰によってどこでどのように保全されるのかは不明確である。先に述べた 2023 年 4 月の「地方公共団体における『歴史的緊急事態』に関する文書について（通知）²⁴」の「2 複数の地方公共団体にまたがっている業務等」では、該当する保健所や病院などにおける事務・事業についても、「文書管理に関する責任の帰属を明確にした上で、適切に文書を作成し、管理・保存すべき」と指摘している。複数の地方公共団体にまたがっている保健所について、どの地方自治体がその文書を管理するのか、早急に議論する必要がある。

対策の最前線に位置した地方公共団体や保健所などが蓄積してきた資料、記録は膨大であり、責任をもって保存・管理されないと、保存期間終了後に大量の資料、記録が廃棄される危険がある。それは、新型コロナをめぐる対策の経験を放棄することであり、地域の実情に即した感染症対策を立案するための知見を放棄することになりかねない。

²⁹ 八王子市議会会議録、令和 4 年第 2 回定例会（2022 年 6 月 9 日）

<https://www.city.hachioji.tokyo.dbsr.jp/330819?Template=document&Id=1919#all:1>（2023 年 7 月 26 日参照）

(4) 災害としての対応、メディア、企業、大学や学会、博物館などの対応

今回の新型コロナのパンデミックを災害としてとらえ、資料、記録、記憶を保全・継承することも必要である。そのため、阪神・淡路大震災や東日本大震災をめぐる資料、記録、記憶がどのように保全・継承され、その課題は何か³⁰を確認しながら、感染症に即した新たな理念と制度を構築する必要がある。

「何を、誰が、どう残すか」という課題を考えると、国や地方公共団体が果たすべき役割は重要であるが、同時に、資料、記録、記憶を残す役割を担うべきは、決して国や地方公共団体だけではない。企業もその役割を果たすべきであり、また、メディア、大学や学会等にも大きな役割が期待される。資料、記録、記憶の未来世代への保全・継承のための機関であり、社会教育施設である博物館も大きな役割を担うべきである。さまざまな組織・団体が、新型コロナのパンデミックの中で何を考え、何を行ったのかを示す資料、記録、記憶を保全・継承すべきである³¹。その結果は、より広く国民が共有することができるよう制度を構築すべきである。

(5) 日本学術会議の対応

日本学術会議は、多くの委員会や分科会が専門的な知見をもとに、「新型コロナウイルス感染症」への議論を深め、情報を発信してきた。第二部に「大規模感染症予防・制圧体制検討分科会」を設置し（2020年2月）、同分科会は「感染症の予防と制御を目指した常置組織の創設について」（2020年7月3日）³²を提言した。この提言では、「国が責任をもって感染症に関するデータセンターを設立し、国内全ての感染症および感染症対策に関する基礎的・疫学的・臨床的電子データを保存すべき」と指摘している。また、同分科会は、「情報学委員会ユビキタス状況認識社会基盤分科会」と共同で、上記の提言で検討した感染症対策における ICT 基盤整備に関して、さらに詳細な検討を進め、「感染症対策と社会変革に向けた ICT 基盤強化とデジタル変革の推進」という提言を发出した（2020年9月15日）³³。

以上のような活動の中で、日本学術会議は、学術の諸科学の専門知を効果的に連携し、総合的な検討を進めるため、2021年12月に「パンデミックと社会に関する連絡会議」を設置した³⁴。この間、新型コロナウイルス感染症に関する公開講演会を多数開催し、専門的な知見を社会と共有するための活動を続けている（＜参考資料4＞参照）。その成果の一端は、『学術の動向』で、以下のような特集として公表されている。

³⁰ 東日本大震災の資料、記録、記憶をめぐる、本分科会と史学委員会、日本歴史学協会と共同主催で、公開シンポジウムを開催してきている。直近のものをあげれば、「東日本大震災10年と史料保存—その取組と未来への継承—」（2021年6月26日）、本提言の＜参考資料2＞参照。

³¹ たとえば、メディアが作成したドキュメンタリー映像は、そのエビデンスとなった資料・記録とともに保全しておく必要がある。

³² 日本学術会議第二部「大規模感染症予防・制圧体制検討分科会」による提言「感染症の予防と制御を目指した常置組織の創設について」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-t291-4-abstract.html>（2023年7月26日参照）

³³ 日本学術会議第二部「大規模感染症予防・制圧体制検討分科会」と「情報学委員会ユビキタス状況認識社会基盤分科会」との合同審議による提言「感染症対策と社会変革に向けた ICT 基盤強化とデジタル変革の推進」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-t298-3-abstract.html>（2023年7月26日参照）

³⁴ 日本学術会議「パンデミックと社会に関する連絡会議」 <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/pandemic/index.html>（2023年7月26日参照）

「コロナ禍と現代社会—人文学・社会科学の視点から—」³⁵

「コロナ禍とどう向き合うか—公衆衛生上の危機と私たちの社会—」³⁶

「海空宇宙の COVID-19 対応と今後のパンデミック対応に向けて」³⁷

「コロナ禍における社会の分断—ジェンダー格差に着目して—」³⁸

「ウィズ／ポストコロナ時代の民主主義を考える—「誰も取り残されない」社会を目指して—」³⁹。

「感染症をめぐる国際政治のジレンマ—科学的アジェンダと政治的アジェンダの交錯—」⁴⁰

本提言も日本学術会議のこうした活動を基礎として作成されたものであり、日本学術会議としても、この3年間の取組そのものをアーカイブ化して保存・継承する責務がある⁴¹。

日本学術会議が果たすべき役割として重要なのは、多様な学問領域が発信してきた新型コロナのパンデミックをめぐるさまざまな情報を集約するプラットフォームとしての役割を果たすことである。一例をあげると、国立成育医療研究センターは、『新型コロナウイルス感染症流行による 親子の生活と健康への影響に関する 実態調査報告書（2020 年—2022 年）』（2023 年 4 月 25 日）を公表している⁴²。これは、パンデミックのもとでの社会生活の実態を周到に調査報告したものである。2023 年になって、さまざまな学会などがこの間の新型コロナのパンデミックに関わる知見を集約し、公表する動きが広がっている。しかし、特定の領域や学会の中での共にとどまっており、知見を総合的に集約するプラットフォームは存在していない。こうした状況の中では、日本学術会議がまずその役割を担うべきである。

4 「社会」を記録するという課題

(1) 新型コロナの資料、記録、記憶を残すための方法

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大の中で、2020 年から 21 年に何度か「緊急事態宣言」が発出され、政府は国民に対してウイルスとの接触の機会を抑制するための行動の「自粛」を求めた。日本の対策の特徴は、法的強制力をともなうロックダウンなどを行うことなく、国民の倫理規範に期待して「自粛」による行動の抑制を実現したことである。そのため、新型コロナのパンデミックの中で、人々

³⁵ 「コロナ禍と現代社会—人文学・社会科学の視点から—」『学術の動向』26（12）、2021 年 12 月、<http://jssf86.org/doukou309.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

³⁶ 「コロナ禍とどう向き合うか—公衆衛生上の危機と私たちの社会—」『学術の動向』27（3）、2022 年 3 月、<http://jssf86.org/doukou312.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

³⁷ 「海空宇宙の COVID-19 対応と今後のパンデミック対応に向けて」『学術の動向』27（3）、2022 年 3 月、<http://jssf86.org/doukou312.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

³⁸ 「コロナ禍における社会の分断—ジェンダー格差に着目して—」『学術の動向』27（5）、2022 年 5 月、<http://jssf86.org/doukou314.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

³⁹ 「ウィズ／ポストコロナ時代の民主主義を考える—「誰も取り残されない」社会を目指して—」『学術の動向』27（9）、2022 年 9 月、<http://jssf86.org/doukou318.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

⁴⁰ 「感染症をめぐる国際政治のジレンマ—科学的アジェンダと政治的アジェンダの交錯—」『学術の動向』28（2）、2023 年 2 月、<http://jssf86.org/doukou323.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

⁴¹ 日本学術会議のアーカイブは、現在、日本学術会議の庁舎に保管されているが、残念ながら活用できていない。これについては、本分科会が、2020 年 9 月 8 日に発出した「報告 日本学術会議資料の保存・管理と公開に向けて」を参照。<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-h200908-1-abstract.html>（2023 年 7 月 26 日参照）

⁴² 国立成育医療研究センター、https://www.ncchd.go.jp/center/assets/CXCN_repo2022.pdf（2023 年 9 月 10 日参照）

⁴³が生活する場のすべてで、膨大な資料、記録、記憶が蓄積された。それらをめぐる資料、記録、記憶は適切に保全・継承されるべきである⁴⁴。

日本でも新型コロナの感染が拡大すると、患者への診療などに優先順位をつけざるをえない状況も起こった。それをめぐる資料、記録、記憶の保全・継承は容易ではないが、身近な経験や生活の場で蓄積された資料、記録、記憶を保全する、すなわち、「社会」を記録する何らかの仕組みが必要である。その仕組みとして「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）の構築を提案する。広く人々に呼びかけ、オーラル・インタビューを実施したり、あるいは動画の投稿などを求め、人々が蓄積した資料・記録・記憶を後世に残していくことも必要である。

2011年の東日本大震災をめぐっては、国立国会図書館に「ひなぎく 東日本大震災アーカイブ」⁴⁵が構築され、膨大な写真及び音声・動画を収集、整理し提供している。新型コロナをめぐってもクラウド型のプラットフォームを立ち上げ、人々の投稿をうながしデジタル・アーカイブを構築することを提案したい。

(2) 学校における資料、記録、記憶

2020年3月初め、全国の学校に休校が要請され、多くの学校がそれに従い、「緊急事態宣言」の下でもリモート授業等を通じて教育を担保する努力がはらわれた。学校は大きな混乱を経験し、児童生徒や学生への影響は甚大であったが⁴⁶、それをめぐる資料、記録、記憶を保全・継承する仕組みは整っていない⁴⁷。

いくつかの学校への聴き取り調査によると、ある東京都内の小学校では休校措置を行う中で、「学校だより」、「学年だより」、「リモート授業 課題一覧」、「保護者宛通知」などの多くの資料を配布した。また、児童に対して、「休校中の生活リズムカード」、「保健室だより 元気アップカード」などを配布し、健全な生活環境の確保のための配慮を行った。同時に、教員に対しても「自宅勤務報告書」などの提示を求め、学校周辺の地域社会に対しては学校行事の中止などの情報提供を行っていた。これらは、パンデミックのもとでの生活の実情を示す貴重な資料、記録である。これらをどのように保全・継承することは、将来的な感染症への対応を準備する基礎である。また、教職員や児童などへのインタビューを通じて、記憶を残すことも重要である。

⁴³在留外国人・在日外国人が日本社会においてコミュニティを形成していることから、本稿では、「国民」ではなく、外国人を含めた「人々」という表現を用いることにした。新型コロナのパンデミックの下、外国人がより困難な状況に直面したことについては、いくつもの報告がなされている。たとえば、山崎千穂・西館崇「オンラインセミナー実施報告 with コロナ時代における外国人との共助・共生社会にむけて～当事者たちの経験から考える～」(KMJ THE KITAKANTO MEDICAL JOURNAL 71, 2021)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/kmj/71/3/71_211/_pdf/-char/ja 参照 (2023年7月26日参照)。

⁴⁴「医療資源（人員）が限られているためにすべての患者を救命することが不可能な場合に、治療する患者を医療的評価に基づいて選びだす手順」を「トリアージ (triage)」という (香川知晶「第Ⅰ部 第1章 トリアージとは何か」、加藤泰史編『コロナ・トリアージ 資料と解説』知泉書館、2023年3月)。加藤らは、現在進行している状況をコロナ・トリアージと位置づけ、日本も含め世界各国の状況を見ていく。加藤泰史「第Ⅰ部 第一章 人間の尊厳と生命権—コロナ・トリアージと『人間の尊厳』」、加藤泰史・後藤玲子編『尊厳と生存』法政大学出版局、2022年5月、参照。

⁴⁵ 国立国会図書館「ひなぎく 東日本大震災アーカイブ」 <https://kn.ndl.go.jp/#/> (2023年7月26日参照)

⁴⁶ 細田眞由美・佐藤博志編、朝倉雅史『コロナ禍の学校で「何が起こり、どう変わったのか」』東信堂、2022年6月

⁴⁷ 大学では、大学史・大学アーカイブズの一環として、資料・記録・記憶を保全することは可能だが、小中高ではそうした仕組みを作ることは難しいかと推定される。

(3) コミュニティの資料、記録、記憶

新型コロナの中で、多くの町内会や自治会は、その活動を「自粛」した。これらの団体は、ICT⁴⁸が普及しつつある現在にあっても、書面による情報提供や対面での活動を主体としている場合が多く、パンデミックによってその活動が著しく影響を受け、制限された。日本の対策の特徴の一つは、個人レベルでの活動の「自粛」に期待し、コミュニティでの対応をほとんど行わなかったことである。災害などが発生すると、しばしば共助のための組織としての地域社会への期待が語られることが多いが、その実態は形骸化している。

そうした中で、沖縄県は自治会の活動が地域社会で維持継続されている地方の一つである。沖縄県のある自治体は、「新型コロナワクチン通信」と題したチラシを作成し、予防接種の会場、日程、ワクチンの種類を掲載した。それを各家庭に配布したのは自治会であった。このような記録は、地方公共団体と社会のはざまにあるため、各地の公文書館や博物館などが意識的に保全しなければ、廃棄される可能性が高い。

注目される事例として、琉球大学の高橋そよ准教授が鹿児島県与論町教育委員会生涯学習課、国立歴史民俗学博物館メタ資料学研究センターと共同で組織している研究プロジェクト「ゆんぬコロナアーカイブ 2020」がある。これは、新型コロナのパンデミックのもとでの与論島における資料、記録、記憶の保全と継承のためのプロジェクトで、大学および博物館が行政と連携し、地域住民一人一人から了解を得て、パンデミックのもとでの資料、記録を保全・継承し、同時にインタビューを行い、記憶を保全・継承する試みである⁴⁹。

(4) SNS 上の資料、記録、記憶

2020 年以來の新型コロナのパンデミックは、情報技術の飛躍的な発展の中であった。そのため、個人が発信する膨大な資料などが SNS 上に拡散し、それが人々の行動を規定する場合も少なくなかった⁵⁰。ワクチンの有効性をめぐる様々な立場からの書き込みなどもその一つである。

私企業が運営している SNS 上のデータを保全するという課題には、「残せるか」という技術的側面と「残してよいか」という倫理的側面などの多くの課題がある。数か月の間に約 20%のデータが失われるとされている中で、「何を、どう残すか」をめぐっては、米国の議会図書館を始めさまざまな試みがあるが、いずれも安定的とは言い難い。むしろ、データの保全は困難だと言える。こうした中で、国立情報学研究所の研究グループは、Twitter のデータを購入して、解析し、感染症対策への社会の受けとめ方、個人の規範意識などが、対策のあり方、効果や影響を規定していたことを明らかにしている⁵¹。新型コロナのパンデミックの中で、日本の官公

⁴⁸ Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

⁴⁹ 研究成果の一例としては、高橋そよ、池田香菜、菊凛太郎、後藤真、橋本雄太、南勇輔「鹿児島県与論島における市民参加型「島の自然とくらしのゆんぬ古写真調査」の展開」『島嶼研究』2023 年 24 巻 1 号、<https://doi.org/10.5995/jis.24.1.13> (2023 年 9 月 10 日参照)。

⁵⁰ 吉田光男「COVID-19 流行下におけるソーシャルメディア—日本での状況と研究動向・公開データセット—」『人工知能』35-5、2020 年 9 月。田中幹人、石橋真帆、于海春、林東佑、楊鯤昊、関谷直也、鳥海不二夫、吉田光男「COVID-19 をめぐるメディア・コミュニケーションとその課題」『医療と社会』32-1、2022 年 4 月、https://www.jstage.jst.go.jp/article/iken/32/1/32_32-71/_article/-char/ja/ (2023 年 7 月 26 日参照)

⁵¹ 国立情報学研究所ニューリリース「新型コロナワクチンをめぐる人々の話題・関心の変化を分析——億超の大規模 Twitter データを読み解く——」<https://www.nii.ac.jp/news/release/2022/1223.html> (2023 年 7 月 26 日参照)

庁や地方公共団体が情報発信のために活用した Twitter 上のデータの保全も大きな課題である。

感染症と社会の関係は、科学によって問うことはできても、科学だけでは解答を出すことができない「トランス・サイエンス」⁵²の領域である。そのため、専門家だけではなく社会的な議論を踏まえて意思決定を模索することが求められている。また、政府と社会や個人の間でのリスク・コミュニケーション⁵³のあり方も問われざるをえない。新型コロナのパンデミックの中で「社会」を記録することは、人々がどのように暮らしていたのかをありのままに記録することであり、将来の感染症と社会との関係を検討するための貴重な情報である。インターネットや SNS 上の膨大なデータを保存・継承するのは困難であるが、まず、「何を、誰が、どう残すか」について議論を深める必要がある。

以上、いくつかの事例を提示したが、現段階において緊急に取り組むべきは、新型コロナのパンデミックをめぐる「社会」のあり方を示す資料、記録、記憶を保全・継承することである。対象は膨大であるが、「何を、誰が、どう残すか」という明確な戦略のもとで、「残す」ための理念や制度の構築を緊急に行うことが必要である。

5 「社会」を記録するための取組

(1) 博物館の取組

いくつかの博物館は、新型コロナのパンデミックに人々がどのように対処したかを示す資料（モノ）を網羅的に収集し、展示会を開催した。北海道の浦幌町立博物館⁵⁴は、地域住民の協力を得て、新型コロナへの対策と人々の反応、日常生活を示す膨大なモノ、住民から提供された営業自粛を知らせるビラ、小学生の書初め、等のおびただしい数の資料を収集し、整理・保存し、その一部を展示した⁵⁵。こうした活動は、大阪府の吹田市博物館でも進められ、ミニ展示「新型コロナと生きる社会～私たちは何を託されたのか～」が、2020 年 7～8 月に開催された⁵⁶。そこで展示されたのは、市民生活に直結したマスクなどである。

(2) デジタルアーカイブ学会の取組

デジタルアーカイブ学会は、2020 年 5 月 10 日「COVID-19 に関するアーカイブ活動の呼びかけ」⁵⁷（5 月 27 日に文言を修正）を公表し、新型コロナの流行とその影

⁵² トランス・サイエンスについては、小林傳司『トランス・サイエンスの時代—科学技術と社会をつなぐ—』（NTT 出版、2007 年 6 月）参照

⁵³ 「リスク・コミュニケーション」とは、消費者、事業者、行政担当者などのリスクに関係する人々の間で情報や意見をお互いに交換しようというものである。厚生労働省「リスクコミュニケーションとは」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/01_00001.html（2023 年 7 月 26 日参照）。また、その定義に関しては、National Research Council (US) Committee on Risk Perception and Communication, *Improving Risk Communication*, Washington (DC): National Academies Press (US); 1989. DOI: 10.17226/1189、<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/25032320/>（2023 年 9 月 9 日参照）

⁵⁴ 北海道浦幌町立博物館、<https://museum-urahoro.jp>（2023 年 7 月 26 日参照）

⁵⁵ 持田誠「マスクを集めて何がわかるのか？」『浦幌町立博物館だより』2020 年 9 月号、同「コロナ関係資料収集の意義と必要性」『博物館研究』55（11）、通巻 630、2020 年 11 月、また、持田誠「地域博物館におけるコロナ関係資料の収集—北海道浦幌町立博物館の試み—」地方史研究協議会『「非常時」の記録保存と記憶化』岩田書店、2023 年 5 月。

⁵⁶ 大阪府吹田市博物館、ミニ展示「新型コロナと生きる社会～私たちは何を託されたのか～」会期 2020 年 7～8 月、http://hakubutsukan.suita.ed.jp/moy/pdf/2020_02.pdf 参照（2023 年 7 月 26 日参照）。

⁵⁷ デジタルアーカイブ学会「COVID-19 に関するアーカイブ活動の呼びかけ」、
<https://digitalarchive.japan.org/bukai/sig/covid19/call/>（2023 年 7 月 26 日参照）

響をめぐる資料や記録等を保全し継承する必要性を提起した。その内容は、

私たちは、図書館・博物館・自治体・文書館・大学・産業など、社会状況の記録に関心を持つみなさんに向けて、いま社会が直面している COVID-19 に関する「アーカイブ活動の推進」を提案します。たとえば、次のような取り組みが考えられるでしょう。

- ・市民による情報の収集活動を、十分に安全を確保することに留意したうえで、可能な範囲で支援すること
- ・メディア報道や各種情報発信の内容をアーカイブすること
- ・自らの組織（たとえば自治体であれば対策本部等）や地域の記録をアーカイブすること

※アーカイブの手段については、デジタル・アナログを問いません

(ママ)

というものであった。同学会は、関係の情報を集約するため、「新型コロナウイルス（COVID-19）感染についてのデジタルアーカイブ（国内）」⁵⁸と、「新型コロナウイルス（COVID-19）感染についてのデジタルアーカイブ（国外）」⁵⁹を公表し、日本及び諸外国における取組を整理してきた。日本の状況を諸外国に紹介することは大変重要であり、学会として、継続的な更新を行うことが期待される。しかし、2023 年 1 月段階では、国内の取組は 11 機関のみをあげるにとどまっている。こうした中で、「コロナアーカイブ@関西大学」は、関西大学の研究者が運用を開始したクラウド型のデータベースであり、先進的な取組であった⁶⁰。しかし、責任者が異動したため、2022 年 3 月末に閉鎖され、収集された資料は「関西大学年史編纂室」に保存されることになった。このことは、資料、記録、記憶の「何を、誰が、どう残すか」をめぐる事業の維持継続の困難さと問題点を示唆している。

(3) 諸外国の動向①—英国公文書館や図書館の取組

英国国立公文書館は、同国のすべてのアーカイブズ機関が受け入れた歴史的公文書・民間文書等の情報を収集し、資料収集のためのプラットフォームの役割を担っている。同館は、新型コロナへの対応と手引きを公開し、関係機関との連携、アーカイブズ資料の保護基金、休館となっても認定が取り消されないこと、資料群の保護のための留意点等をまとめて公表している⁶¹。

英国図書館は、Covid-19 collections として積極的に資料、記録を収集、保全している。2020 年のパンデミックの下での様々なウェブサイト、ラジオやテレビ放送、多くのインタビュー記録なども収集・保全している。たとえば、ラジオ放送に関しては、Covid-19 に関係する 3,460 タイトルが保全されている⁶²。また、Covid

⁵⁸ デジタルアーカイブ学会「新型コロナウイルス（COVID-19）感染についてのデジタルアーカイブ（国内）」、<http://stokizane.sakura.ne.jp/tokizane2/covid-19-domestic/>（2023 年 7 月 26 日参照）

⁵⁹ 「新型コロナウイルス（COVID-19）感染についてのデジタルアーカイブ（国外）」、<http://stokizane.sakura.ne.jp/tokizane2/covid-19-overseas/>（2023 年 7 月 26 日参照）

⁶⁰ 菊池信彦「コロナ禍の記憶と記録を収集する『コロナアーカイブズ@関西大学』の諸実践」『阡陵：関西大学博物館集報』82、2021 年、https://www.kansai-u.ac.jp/Museum/sys_img/publication_131.pdf 参照（2023 年 7 月 26 日参照）。

関西大学デジタルアーカイブ <https://www.iiif.ku-orcas.kansai-u.ac.jp>（2023 年 7 月 26 日参照）

⁶¹ 英国公文書館、'Major accessions to repositories in 2020 relating to COVID-19 and epidemics'、<https://www.nationalarchives.gov.uk/accessions/2020/20digests/epidemics.htm>（2023 年 9 月 10 日参照）。

⁶² 英国図書館、<http://sami.bl.uk/uhtbin/cgiirsi/?ps=Htp7cUkY7/WORKS-FILE/63210045/12320>（2023 年 7 月

story という資料収集と保全の計画を進行中である⁶³。その中の A timeline of the Covid-19 pandemic では、パンデミックの中でのロックダウンやワクチン接種、病院の状況などを示す動画と音声を時系列で紹介している。これらは the University of Manchester の Stephanie Snow 教授が進めてきた the 'NHS Voices of Covid-19' oral history project が収集したインタビュー記録を情報提供者から了解を得て公開したものである。

資料、記録の収集、整理、公開は専門性の高い営みであり、英国図書館の事例ではアーキビストやキュレーターの役割が極めて大きいことを指摘しておきたいからである。今後、日本における取組においてもアーキビストやキュレーターが専門的な見地から参画するような制度構築を行うべきことを示唆している。

(4) 諸外国の動向②：米国議会図書館および歴史博物館の取組

米国議会図書館も新型コロナをめぐる資料の収集を行っている。

- ・米国議会図書館 (LC) の新型コロナウイルス感染症感染拡大下におけるウェブアーカイビング⁶⁴
- ・米国議会図書館 (LC) による、新型コロナウイルス感染症に関するコレクションの構築⁶⁵
- ・米・アイビー・プラス図書館連合、ウェブアーカイブ “Global Social Responses to COVID-19 Web Archive” を公開⁶⁶

国立アメリカ歴史博物館も 2021 年より “Collecting COVID-19” として、新型コロナに関する資料の収集・保存を開始した。その特徴として、パンデミックの記録としてどのようなものを残すべきか、に関して一般市民からの提案を広く募っていることがあげられる。実際に新型コロナを経験した人々がそれを象徴する文書や器物を選び、キュレーターが整理・保全するという試みである。

英国や米国の事例は、日本における資料、記録、記憶の整理・保全のための制度構築に際して、次のような示唆を与えている。

- 1) 博物館などでのモノの収集と同時に、デジタル化した形での整理・保全、公開が必要である。
- 2) 整理・保全は専門性の高い事業であり、アーキビストやキュレーターなどの参画を求める必要がある。
- 3) 公文書館と同時に、大学や図書館などの役割も重要である。

(5) ユネスコの共同声明

ここでユネスコ (UNESCO) の共同声明にも触れておきたい。2020 年 4 月 3 日に、「世界の記憶」事務局であるユネスコ記録遺産ユニットが中心となり、ICA、IFLA、ICA、ICOM、ICCROM、CAAAA 等と共同で声明 “Turning the threat of COVID-19 into an opportunity for greater support to documentary heritage” (新型コロナウイルスの危機を、記録物に対するより強力な支援の機会に変える) が発出され

26 日参照)

⁶³ 英国図書館、<https://www.bl.uk/covid-stories/about-the-project> (2023 年 7 月 26 日参照)

⁶⁴ Posted 2021 年 1 月 4 日 <https://current.ndl.go.jp/node/42892> (2023 年 7 月 26 日参照)

⁶⁵ Posted 2021 年 3 月 4 日 <https://current.ndl.go.jp/node/43449> (2023 年 7 月 26 日参照)

⁶⁶ Posted 2021 年 3 月 2 日 <https://current.ndl.go.jp/node/43407> (2023 年 7 月 26 日参照)

た⁶⁷。ここでは、世界各国の公文書館・図書館・博物館、そして教育機関や研究機関を含めた記録を保護・管理する機関において、新型コロナに関する記録が保存されつつあるとしながら、それをさらに促進するように述べている。

世界規模での緊急事態の中で、そうした記録は、政府、市民、国際社会が過去にどのように感染症に対応してきたかについての歴史的見地を与える重要な資源だと指摘している。天然痘撲滅計画の記録が「世界の記憶」に登録されたことにより、その計画のために行われた決定と行動の実録を現在良く知ることができる。それが現在の新型コロナ流行を抑えるためのあらゆる類似した活動に手引きを提供できる理由である。その意味では、未来の新たな疫病の流行を防ぎ、将来的にこのような地球規模の課題による影響により良く対応していくために、新型コロナに関する完全な記録が存在するようにすることが不可欠だと述べて、この声明を締めくくっている。

(6) 民間団体や人文・社会科学の研究者による取組

日本でもいくつかの民間団体や人文・社会科学の研究者による新型コロナに関わる記録の収集と公開が行われている。たとえば、「NPO 法人健康と病いの語りディベックス・ジャパン」(DIPEX Japan) では、感染者やその家族へインタビューを実施して記録をインターネット上で公開している。これは、新型コロナの流行をきっかけに始まったものではなく、「患者主体の医療の実現」のために患者の語りを体系的に集積し、データベース化して公開する NPO 活動の一環としてパイロット的に行ったものである。現在のところ、「新型コロナウイルス感染症」関連のインタビュー対象者は、2020 年月上旬から 2021 年月上旬（いわゆる第 1 波から第 3 波まで）の感染者と家族に限られている⁶⁸。

また、倫理学の研究者を中心とするプロジェクトである「パンデミックの ELSI アーカイブ化による感染症にレジリエントな社会構築」⁶⁹は、ELSI（倫理的・法的・社会的課題）⁷⁰の観点から新型コロナに関する日本国内外の情報を収集・翻訳・解説をアーカイブ化したり、同観点から新型コロナに関連する新聞記事を収集してタイムラインを作成したりして、公開している。

⁶⁷ ユネスコの共同声明 <https://www.ica.org/en/unesco-statement-turning-the-threat-of-covid-19-into-an-opportunity-for-greater-support-to>（2023 年 7 月 26 日参照）

日本語訳は、国立公文書館のアーカイブズを参照、
https://www.archives.go.jp/about/activity/international/pdf/covid19_unesco_statement.pdf（2023 年 7 月 26 日参照）

⁶⁸ NPO 法人健康と病いの語りディベックス・ジャパン (DIPEX Japan) <https://www.dipex-j.org>

⁶⁹ パンデミックの ELSI アーカイブ化による感染症にレジリエントな社会構築、<https://www.pandemic-philosophy.com/>（2023 年 7 月 26 日参照）

⁷⁰ ELSI（エルシー）は、倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues）の頭文字をとったもので、1990 年にアメリカで始まったヒトゲノム解析プロジェクトに際して、その倫理的・法的・社会的課題を考える必要があるとして導入された。それ以来、新規の科学技術が導入されたときに、その研究が社会から信頼を得るためにも、ELSI 研究が不可欠なものとなっている。たとえば、大阪大学社会技術共創研究センター（エルシーセンター）https://elsi.osaka-u.ac.jp/what_elsi、参照（2023 年 7 月 26 日参照）。新型コロナウイルス感染症の倫理的法的社会的課題について整理した武藤香織（研究代表者）による「新型コロナウイルス（COVID-19）の倫理的法的社会的課題（ELSI）に関する研究」（2020 年厚生労働科学研究）
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/149955>（2023 年 7 月 26 日参照）を参照されたい。

6 提言

(1) 新型コロナをめぐる資料、記録、記憶

国の各行政機関では、国の方針に基づき、作成された公文書を国立公文書館等に移管して永年保存することとしている。新型コロナのパンデミックが「歴史的緊急事態」に指定されたことの重要性に鑑み、移管対象とする資料や記録の範囲を拡大することも含め、適切な保全・継承が行われることを強く要望する。

地方公共団体においては、内閣府大臣官房公文書管理課長の 2023 年 4 月の「通知²³」を踏まえ、地方公共団体における「歴史的緊急事態」に関する資料や記録を、国の取組に準じて地方公共団体の公文書館等に移管し、永久保存すべく早急な措置をとることが必要である。また、地方公共団体の活動等をデジタルアーカイブ化して、保全・継承し、市民が広く活用できるようにするとともに、新型コロナのパンデミックの記録・資料集（『流行と対策の記録（仮称）』）を編集することが重要な課題である。

新型コロナのパンデミックの中で、対策の最前線に位置した保健所の資料、記録は、パンデミックの実態と対策のあり方を示す重要な資料であり、「何を、誰が、どう残すか」という議論を進め、その保全・継承を進める必要がある。その際には、保健所の業務を増やすのではなく、各地の公文書館、関係の学会や大学などとも連携を進め、都市部、中山間地、島嶼などの特徴的な事例を選定して、資料や記録を系統的に保全する仕組みを構築するなどの措置も必要である。

保健所の管轄区域が複数の地方公共団体にまたがっている場合も少なくなく、資料の保全が危ぶまれる。内閣府大臣官房公文書管理課長の 2023 年 4 月「通知²³」では、「文書管理に関する責任の帰属を明確にした上で、適切に文書を作成し、管理・保存すべき」としており、保健所の資料・記録を保全することを要請した。管轄区域が複数の地方公共団体にまたがっている保健所については、どの地方自治体が主としてその文書を管理するのか、議論して決定する必要がある。

企業、学校、メディア、博物館、大学や学会、博物館等の組織・団体が、新型コロナのパンデミックの中でどのような対応をとったのかを示す資料、記録、記憶を、保全・継承する仕組みを構築すべきである。日本学術会議が蓄積した資料、記録、記憶も、同様に適切に保全される必要がある。くわえて日本学術会議には、関係の学会などがこの間の対策などを整理・検証した情報を集約するためのプラットフォームとしての役割を果たすことが期待される。

(2) 「社会」を記録するために：「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）の構築

新型コロナのパンデミックをめぐる資料、記録、記憶の保全・継承の仕組みとして、デジタル化した「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）を構築することを提案する。国立国会図書館が運営してきた「ひなぎく 東日本大震災アーカイブ⁴¹」を参考にして、新型コロナをめぐってもクラウド型のデジタル・プラットフォームを構築し、資料などをデジタル化して時系列的に配置すると同時に、地理情報を付与し、時空間データベースとして運用することを提案する。そのデータベースでは、個人情報にも配慮しながら、個人の記憶を集約する機能を持たせ、メンバーシップを明確にしながら、その量的な拡大を行うべきである。

資料の保全と活用に関わる研究者を中心として、試行的な仕組みを構築し、クラ

ウド型のプラットフォームを立ち上げ、関係者にデータの投稿⁷¹をうながし、運用を開始して問題点を確認することが必要である。その際には、地域ごとの特性を踏まえつつ、各種の図書館や大学、博物館などにも参画を求める。

「新型コロナ関係資料アーカイブズ」(仮称)の運用を、将来的にどの機関が行うかは重要な検討課題だが、新設が予定されている国立健康危機管理研究機構(新型コロナ対策を担ってきた国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合して設立の予定)に併設するのも一案である。

(3) 「モノ」を残すために：博物館機能の拡大

資料の保全については、デジタル化したデータだけを残せばよいというわけではない。デジタルデータだけでは理解できない新型コロナのパンデミックに起因する社会現象を記録する様々なモノ(マスク、注射器、新型コロナワクチンが入った特殊ガラス容器、運搬用保冷バッグ等)を保全し、その展示を通じて、感染症への理解を深め、広く資料、記録、記憶を保全する必要性への世論喚起が必要である。とりわけ博物館の役割が重要である。

近年、体験型の博物館が注目されている。新型コロナのパンデミックの中で、医療の現場において、医師や看護師が装着していた防護服などを試着できる博物館が運用できれば、記憶の継承にとってもきわめて意義がある。

博物館に関する諸外国の状況を見ると、欧米諸国は我が国よりも医学系博物館が充実している。ドイツでは医学(史)博物館に加え、ドレスデンには、1911年に国際衛生博覧会が開催されたことをきっかけとして設立された衛生博物館がある⁷²。日本にもすぐれた医療・公衆衛生関係の博物館がある。製薬会社のエーザイが設立運営している内藤記念くすり博物館もその一つで、2022年度の企画展として「ウイルスの世界～発見から2021 新型コロナウイルス～」⁷³を開催した。医師の養成などに焦点をあてた順天堂大学日本医学教育歴史館⁷⁴、熱帯感染症のメカニズムと対策、国際的な医療協力に焦点をあてた長崎大学熱帯医学研究所附属熱帯医学ミュージアム⁷⁵、寄生虫のメカニズムを紹介し、関係資料を収集している民間の研究博物館である公益財団法人目黒寄生虫館⁷⁶は、特徴ある貴重な存在である。こうした既存の医療系博物館は、個々の機関の歴史を背景とし、特定のテーマに特化している点に特徴がある。その意味では、新型コロナウイルス感染症のパンデミックや感染症に特化した博物館を開設し、啓発的な役割を持たせることも可能である。本提言では、健康と身体という国民的関心に応えることができる博物館を、既存の医療

⁷¹ 「新型コロナ関係資料アーカイブズ」(仮称)に様々な資料、記録、記憶を投稿する主体として、「歴史総合」を学ぶ高校生を想定することができる。2022年度から高等学校に新設された「歴史総合」では「グローバル化への問い」のなかで、地球温暖化や食料問題とともに感染症を扱うことが学習指導要領に明記されており、新型コロナに関する歴史的資料を教育のなかで扱う場として最もふさわしい。しばらくの間は、「歴史総合」を履修する高校生は、小学生や中学生の時期に一斉休校や生活上の様々な制限を経験し、感染症の衝撃を実感しているので、自らの経験を踏まえて、投稿する主体になり得るのである。

⁷² ドイツ衛生博物館(Deutsches Hygiene-Museum) <https://www.dhmd.de> (2023年7月26日参照)
ドイツの医学系博物館については、梅原秀元「ドイツ語圏の医学史博物館めぐり」『医学史と社会の対話』、<https://igakushitosyakai.jp/article/post-162> 参照 (2023年7月26日参照)

⁷³ 内藤記念くすり博物館の2022年度企画展として「ウイルスの世界～発見から2021 新型コロナウイルス～」
<https://www.eisai.co.jp/museum/information/event/exhibition/muse57.html> (2023年7月26日参照)

⁷⁴ 順天堂大学日本医学教育歴史館、<http://www.juntendo.ac.jp/jmehm/> (2023年7月26日参照)

⁷⁵ 長崎大学熱帯医学研究所附属熱帯医学ミュージアム、
<http://www.tm.nagasaki-u.ac.jp/nekken/facilities/museum.html> (2023年7月26日参照)

⁷⁶ 公益財団法人目黒寄生虫館、<https://www.kiseichu.org/> (2023年7月26日参照)

系博物館とも連携しながら、「健康と身体をめぐる博物館」（仮称）として設立することを提案する。

出生から死亡までのライフサイクルの中で、健康的な身体を維持することは国民全体の関心事である。20 世紀は感染症の抑制が進んだ時代でもあった。天然痘が根絶され、多くの寄生虫症などの地方病の制圧が進んだ。結核で死亡する人は確実に減少し、多くの人々は感染症ではなく、がんなどの生活習慣病によって亡くなることが多くなった。「新型コロナウイルス感染症」が衝撃的だったのは、「感染症で亡くなる可能性が低くなっていた時代」の新興感染症のパンデミックだったからである。

新型コロナのパンデミックは、感染症の抑制が医療や公衆衛生にとどまらない社会的な問題であることを浮き彫りにした。新型コロナをめぐる蓄積された資料としてのモノを残し、それを展示し、記録、資料、記憶の保全と継承に寄与することは博物館の重要な役割である。新設が短期的に困難だとしても、既存の国立機関を活用することも一案である。公益財団法人結核予防会ないしは同結核研究所は、20 世紀の結核対策の資料を整理保存し、現在でも結核対策をめぐる調査研究の中核を担っている。新型コロナ対策のうち、たとえば、クラスター対策などは結核対策の歴史的経験の上で策定されており、保健所の対策も結核対策を継承している要素が強い。

国立健康危機管理研究機構と結核予防会、結核研究所が、新型コロナ感染症をめぐる資料、記録、記憶を保全、継承し、感染症に対して強靱な社会を形成するための研究機関としての機能を担うと同時に、国民全体に対して健康や身体をめぐる知見を紹介し、共有するための資料館、博物館的な機関としての役割を担うことも選択肢の一つである。

なお、本提言を締めくくるにあたって、資料、記録、記憶の保全・継承において、プライバシー等の人権の保障を基盤とする法令の順守を徹底すべきことを確認しておきたい。これまで述べてきた新型コロナをめぐる資料、記録、記憶には、個人の尊厳やプライバシー等、基本的人権に関わるものや、情報公開法でも不開示とされる情報、個人情報保護法で保護されるべき情報等が含まれることもある。そこで、それらの資料、記録、記憶の保全・継承および活用にあたっては、権利義務関係を明確にし、法令遵守を徹底すると共に、その役割を担う人材（アーキビストやキュレーター等）の育成にあたっては、人権保障を基盤とする法令遵守の涵養に努め、定期的な研修等を行うことにより、理念や制度の信頼性を高めるための不断努力が払われるべきである。なお、デジタル・データの蓄積や、インターネットを通じての情報の公開にあたっては、セキュリティ対策にも万全を期すべきことを確認しておきたい。

<参考資料 1> 審議経過

2020 年

12 月 19 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 1 回分科会）
役員の選出、今後の進め方について

2021 年

3 月 13 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 2 回分科会）
被災史料の救済・保存、日本学術会議資料の保存・管理と公開について
6 月 26 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 3 回分科会）
公文書の管理と保全、国立公文書館アーキビスト認証について

2022 年

3 月 4 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 4 回分科会）

議題：「Covid-19 をめぐるアーカイブズをどのように残すか」

飯島渉氏による問題提起「感染症をめぐる資料をどう残すか？」をめぐって、議論を行った。

医療的なデータは、ビックデータとして蓄積され、プライバシーの問題などを考慮しながら、広い意味での疫学的な調査研究、治療方法の改善、薬品開発、ケアの改善などのためのデータとして活用されることになっている。それに対して、ほとんど議論されていないのは、感染症対策を規定してきた、文化、価値観、規範意識との関係を示す資料を、どう残すのかということであるという点を確認し、今後、本分科会において検討していくことになった。

6 月 25 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 5 回分科会）

議題：「Covid-19 をめぐるアーカイブズの制度設計」

制度設計について、①震災アーカイブズが参考になる、②保健所文書の保全に留意すべきである、③アメリカ議会図書館との連携が考えられる等の意見が出された。②については、保健所に関わる文書の保存についての八王子市議会での答弁（2022 年 6 月 9 日）の内容が紹介され検討した。審議の結果、本分科会として今期中に意思を表出する方向で準備を進めることとなった。

10 月 30 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 6 回分科会）

議題：「Covid-19 アーカイブズ、何を、誰が、どう残すのか、どう活用するか」

参考人として、門司和彦氏（公衆衛生学、長崎大学多文化社会学部教授、多文化社会学部長）、五月女賢司氏（博物館学、大阪国際大学国際教養学部准教授）を招聘してセミナーを開催した。まず、本分科会委員である飯島渉氏による報告「問題提起：COVID-19 の記録と記憶、何を、誰が、どう残すか」に続き、門司和彦氏から「公衆衛生学からみた感染症の記録の残し方の課題」、五月女賢司氏から「コロナを現世と後世に伝え残す——吹田市立博物館での取組を中心として」という報告をしていただいた。3 報告の後、「何を、誰が、どう残すのか、どのように活用するのか」という観点から、活発な議論が行われ、この課題について認識を深めることができた。

2023 年

1 月 8 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 7 回分科会）

議題：「Covid-19 アーカイブズ、疫学・国際保健学、保健所の現場から」
参考人として、関なおみ氏（東京都大田区保健所感染症対策課長）と中澤港氏（神戸大学大学院保健学研究科国際保健学領域・教授）を招聘した。関氏からは、保健行政に携わる立場から COVID-19 パンデミックに関わってどのような文書が作成され、どのような仕組みで残されているか、あるいは廃棄されているかについて報告があり、中澤氏からは、インターネット上の COVID-19 パンデミックに関するアーカイブズについて報告があり、その後、意見交換を行った。前者については、医療・保健関係の文書作成者は文書を選別せずにとりあえず保管できるシステムの構築を望んでいるという意見が出された。他方、後者については、インターネット空間における COVID-19 パンデミックに関する記録保存の方策が論点となり、特に公的機関については情報を発信した側に記録保全を要請する必要があるという意見が出された。

1 月 26 日

日本学術会議「パンデミックと社会に関する連絡会議」に協力いただきたい旨を、同連絡会議世話人望月眞弓氏（日本学術会議副会長）に依頼し、承諾していただいた。

2 月 19 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 8 回分科会）

議題：「Covid-19 アーカイブズ、データ収集について」

参考人として、DH（デジタルヒューマニティーズ）の専門家であり歴史研究者である橋本雄太氏（国立歴史民俗博物館准教授）と後藤真氏（同）を招聘した。橋本氏からは、市民参加型データベース作成の実例と課題について、後藤氏からはデジタルアーカイブにおける記録収集、社会的合意取得、記録保持等の主体について報告があり、その後、意見交換を行った。具体的には収集した記録に含まれる個人情報扱い、デジタルコンテンツと実物資料の扱い、保健所データの扱い等について話しあった。また、学術会議第二部、第三部も含めた議論の必要性を確認することができた。

2 月 26 日

パンデミックと社会に関する連絡会議」世話人（望月眞弓氏、武田洋幸氏）をお願いして、同連絡会議のメンバーの方々に、提言（案）への意見・コメント等をいただけるよう依頼した。

2 月 24 日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（第 9 回分科会）

議題：「Covid-19 アーカイブズ、公文書行政の現場から」

内閣府大臣官房公文書管理課及び国立公文書館との意見交換

参考人として、吉田真晃氏（内閣府大臣官房公文書管理課長）、菅沼大喜氏（内閣府大臣官房公文書管理課課長補佐）、小宮山敏和氏（独立行政法人国立公文書館統括公文書専門官室（評価選別担当）上席公文書専門官）を招聘し、「コロナ関係文書の保全をめぐる」意見交換を行った。「歴史的緊急事態」文書について永年保存するという国の方針が地方公共団体（とりわけ市区町村）には伝わっていない可能性が高いことについて、問題意識を共有することができた。

3月12日

「パンデミックと社会との連絡会議」のコアメンバーである、大規模感染症予防制圧分科会の秋葉澄伯委員長、中川晋一委員、高倉弘喜委員、パブリックヘルス分科会の磯博康委員長よりコメントをいただいた。総評では「本提言案は重要な内容を含む」と評価していただく一方で、大規模感染症予防制圧分科会が出した2つの提言や厚生労働省の健康・医療・介護情報利活用検討会の医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループ資料等、本提言が参考にすべき、関連の情報をいくつもお教示していただき、提言（案）に反映させることができた。

3月30日 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会 WG（ワーキンググループ）

ヒアリング：「インターネットや SNS 上の膨大なデータの保存の可能性と方法について」

専門の研究者である吉田光男氏（筑波大学ビジネスサイエンス系・准教授）と瀧川裕貴氏（東京大学大学院人文社会系研究科・准教授）からヒアリングを行った。SNS のデータを保存することはきわめて困難であるが、国立情報学研究所の研究グループによる研究報告「新型コロナワクチンをめぐる人々の話題・関心の変化を分析—1億超の大規模 Twitter データを読み解く—」が示すように、SNS のデータは社会を読み解く貴重な資料であることを学ぶことができ、提言（案）に反映させることができた。

3月31日 提言案 提出

6月21日

「法学研究者の意見聴取」を行うべく、日本学術会議第一部法学委員会の和田肇委員長に、川嶋四郎氏（民事訴訟）、大久保規子氏（行政法）、三成賢次氏（法制史）を推薦いただき、提言（案）へのコメント、意見をお願いした。

6月10日

川嶋四郎氏、大久保規子氏、三成賢次氏より、有益なコメントと意見をいただいた。川嶋氏からは、「直近のパンデミックに関する正確かつ多様な資料、記録、記憶といったものを残すことの意義はとて大きく、その具体的なあり方に関する提言はとて貴重なもの」と高く評価していただくとともに、「プライバシー等の人権保障を基盤とする法令遵守の徹底」に関する文言をどこに入れるべきかについてアドバイスをいただいた。大久保氏からは、「個人情報との関係」で、保存する資料の範囲に関わってコメントをいただいた。三成氏からは、本提言（案）が主張していることが、「今後のパンデミック対策を考えるうえで極めて重要なこと」であり、「わが国の公文書管理の課題や問題を問い直す良い機会」にもなるのではと高く評価していただくとともに、提言（案）の文章についていくつか修正意見をいただいた。御三方のコメントと意見に従い、可能な限り文案を修正することができた。

6月24日 シンポジウム「コロナ感染症をめぐる記録と記憶—何を、誰が、どう残すか—」の開催

日本学術会議史学委員会・史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分

科会は、日本の歴史学関係の 84 の学協会連合である日本歴史学協会との共同主催（後援：全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・日本アーカイブズ学会）で、「コロナ感染症をめぐる記録と記憶—何を、誰が、どう残すか—」をテーマにシンポジウムを開催した。第 1 報告（飯島渉氏：「コロナ感染症をめぐる記録と記憶—現状と課題—」）では、コロナ感染症をめぐる諸資料を残す意義・方法を包括的に論じた。次いで第 2 報告（関なおみ氏：「保健所の新型コロナウイルス感染症対応に係る記録について」）では、勤務先の大田区保健所を事例に、保健所における諸記録の生成・保管・保存のあり方を、第 3 報告（工藤航平氏：「東京都における感染症記録の保存対応と課題」）では報告者の前勤務先である東京都のコロナ感染症をめぐる公文書管理のあり方を、それぞれ報告した。第 4 報告（持田誠氏：「地域博物館におけるコロナ関係資料の収集について」）では、地域博物館におけるコロナ感染症関係資料（モノ資料も含む）の収集の成果・課題について論じた。パネルディスカッションでは、コロナ関係の記録・資料・記憶の保全の重要性について議論することができて、本分科会が執筆した提言（案）の一部を紹介することができた。

8 月 6 日 新型コロナウイルスに関わる国の政策決定のために会議体に参加された方からの意見聴取

第一部会員の太田文雄氏（内閣官房新型インフルエンザ等対策推進会議委員、同基本的対処方針分科会委員、内閣官房新型インフルエンザ等対策有識者会議委員、同基本的対処方針等諮問委員会委員等を務める）にお願いして、提言（案）を読んでいただいた。太田氏からは、「新型コロナの対応についての行政データをきちんと残すべきという提言に賛成します」と本提言の主旨と内容を高く評価して下さった。その一方で、「デジタルデータとして保存することの緊急性は説得的ですが、博物館の設置」を提言に入れることによって、説得力が薄れる可能性について指摘を受けた。これは本意とするところではないので、検討の結果、文章を一部修正することにした。

9 月 21 日

日本学術会議科学的助言等対応委員会において提言「新型コロナウイルス感染症のパンデミックをめぐる資料、記録、記憶の保全と継承のために」を承認。

9 月 25 日

第 353 回幹事会において提言「新型コロナウイルス感染症のパンデミックをめぐる資料、記録、記憶の保全と継承のために」を承認。

＜参考資料 2＞公開シンポジウム開催

日本学術会議史学委員会と史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会は、日本の歴史学関係の学協会連合である日本歴史学協会との共同主催（後援：全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・日本アーカイブズ学会）で、毎年6月に史料保存利用問題に関するシンポジウムを開催している。第25期の期間に開催したシンポジウムをあげれば次の通りである。

◎2021年6月26日開催

テーマ：「東日本大震災10年と史料保存—その取組と未来への継承—」

趣旨：

東日本大震災が発生したのは、今から10年前の2011年3月11日のことであった。千年に一度といわれる大地震と大津波、加えて福島第一原子力発電所の爆発事故による放射能災害が重なり、未曾有の大災害になった。さらに、その後も各地で大地震が続発し、地震のみならず火山噴火や豪雨による災害等、大きな災害に襲われ続けている。そして、この1年余にわたり新型コロナウイルス感染症が大流行しているが、このコロナ禍のような疾病災害にも、私たちは向き合わなければならないのである。

こうした現状を踏まえると、緊急時における速やかな史料の救済・保全に向けた対応はもちろん、大災害の続発を前提に普段からの史料の保存・管理の取組が重要になってくる。近年では、そうした認識が深まるとともに、保全・保存の対象も古文書・公文書はもちろん、未指定も含む文化財全般へと広がり、市民ボランティアの参加が進むなど、被災史料に限らず広く歴史資料・文化財等の保全・保存に対する理解と活動が深化しているといえる。このような動向は、1995年の阪神・淡路大震災以来の蓄積を踏まえつつ、とりわけ東日本大震災以降に、より顕著になってきたといえるのではないか。

こうした状況認識のもと、「続発する大災害から史料を守る—現状と課題—」をテーマに開催した昨年度の第25回シンポジウムでは、歴史資料・文化財等の救済・保全活動に関わる行政・史(資)料ネット・ボランティア等の相互の役割、連携、限界といった課題が指摘されるとともに、次世代への継承の担い手についても議論になった。

そこで、本年度のシンポジウムでは、昨年度のシンポジウムで示された課題を受けつつ、東日本大震災から10年という機会を捉えて、この10年間の被災地における歴史資料や文化財等の救済・保全、保存・管理の取組を振り返り、課題や問題点を確認し、歴史資料や文化財等を未来へ継承するための活動を展望することにした。

なお、特別報告として、国立公文書館によるアーキビスト認証制度をめぐり、第1回のアーキビスト認証の経緯や現状等について報告をお願いした。

報告者：

佐藤大介（東北大学災害科学国際研究所准教授）

「被災史料・被災地と向き合い続けて考えたこと」

大和田侑希（福島県富岡町住民課生活支援係長）

「歴史資料保存・活用に関する行政職員が担うべき役割と可能性」

阿部浩一（福島大学教授・ふくしま歴史資料保存ネットワーク）

「ふくしまの資料保全活動の10年を未来につなげる」

特別報告：伊藤一晴（国立公文書館上席公文書専門官「令和2年度アーキビスト

認証の実施結果と令和3年度の取組について」

コメント：

芳賀満（日本学術会議会員、東北大学教授）「コメントー被災資料保全（3報告）と公文書等一般（特別報告）に関してー」

佐々木和子（神戸大学大学院人文学研究科学術研究員）「震災資料収集・保存の視点から」

◎2022年6月25日開催

テーマ：「アーカイブズ専門職問題の新潮流」

趣旨：

アーカイブズ専門職をめぐって、新たな潮流が生まれている。国立公文書館によるアーキビスト認証制度が3年目に入り、これまでに247名の認証アーキビストが誕生した。その一方で、先行していた学習院大学に加えて、大阪大学・島根大学・昭和女子大学・中央大学・東北大学へとアーキビスト教育・養成への取組が広がっている。アーカイブズ専門職をめぐむ状況・環境は、大きな節目を迎えているといえる。

日本学術会議は、これまでもアーカイブズ専門職の問題に関して次のような意見表出を行ってきた。

- ・日本学術会議学術基盤情報常置委員会報告「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について」、平成15（2003）年6月24日
- ・日本学術会議史学委員会歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会「提言 公文書館法とアーキビスト養成」、平成20（2008）年8月28日

昭和62（1987）年公布の公文書館法では、第4条第2項で「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。」と規定しているが、附則2（専門職員についての特例）で「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。」としている。この附則2に依拠して、アーキビスト・専門職が置かれない状況が続いていることの問題性を、日本学術会議は指摘し、この附則2を撤廃すべきだという報告・提言を発出してきたのである。

国立公文書館による認証アーキビストが続々と誕生し、日本各地の大学院でアーキビスト教育・養成への取組が広がっている今、アーカイブズ専門職問題に係る現在の課題を共有し、今後の展開につなげる場とすることを目的とし、専門職養成の立場から、認証アーキビストの立場から、認証アーキビスト実現への取組から、それぞれ報告をお願いした。加えて、国立公文書館が実施した全国のアーカイブズへのアンケート調査についての結果報告をお願いした。

報告者：

野口朋隆（昭和女子大学准教授）・牧野元紀（同）

「昭和女子大学のアーキビスト養成教育ー現状と展望ー」

蓮沼素子（大仙市アーカイブズ副主幹）

「アーキビストの専門性の確立と地位向上にむけた現状と課題」

新井浩文（埼玉県立文書館・日本歴史学協会国立公文書館特別委員会幹事）

「公文書館専門職のこれまでとこれからー認証アーキビストの拡充に向けてー」

特別報告 梅原康嗣（国立公文書館統括公文書専門官）

「アーキビスト認証の拡充検討についてー全国公文書館長会議構成館に対するアンケート調査結果を中心にー」
コメント：高埜 利彦（日本学術会議連携会員・学習院大学名誉教授）

◎2023 年 6 月 24 日開催

テーマ：「コロナ感染症をめぐる記録と記憶ー何を、誰が、どう残すかー」

趣旨：

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）はさまざまな社会問題を浮き彫りにし、人類社会の変容と課題を考える機会となった。流行が4年目に入ったなかで、医療現場や保健所等における活動の記録と記憶をどう残し、どのように継承するのか。また、各地の史料保存利用機関等におけるコロナ感染症をめぐる公文書管理の取組はどうなっているのかなど、関係諸記録・記憶の収集・保全への対応を検証し、未来へ継承するための展望が、今必要である。

そこで、本シンポジウムでは、コロナ感染症をめぐる経験を未来に伝えるための記録や記憶の保存・継承について議論を深めることを目的とし、感染症の歴史やコロナ感染症に伴う社会変容などを念頭に記録や記憶の保存の意義を示す報告、コロナ感染者への対応の最前線にある保健所における活動についての報告、東京都のコロナ感染症をめぐる公文書管理の取組の報告、地域博物館におけるコロナ関係資料の収集の具体的な取組とその成果、課題などの報告の4本の報告をお願いした。

現在、日本学術会議史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会では、提言「新型コロナウイルス感染症のパンデミックをめぐる資料・記録、記憶の保全と継承に向けて」（仮題）を発出すべく文案を作成しているところである。そこでの議論と連動することによって、本シンポジウムの議論がより深まることが期待できる。

また、共催学協会である日本歴史学協会では、昨年のシンポジウムを受けて、2022 年 8 月 4 日付で「公文書館法の専門職員に係る附則 2 の撤廃を求める要望書」を発出したが、アーカイブズ専門職問題に継続的に取り組む観点から、本年度は特別報告として、国立公文書館による認証アーキビスト制度の動向についての報告をお願いした。

報告者：

飯島 渉（日本学術会議連携会員、青山学院大学文学部教授）

「コロナ感染症をめぐる記録と記憶ー現状と課題ー」

関なおみ（大田区保健所感染症対策課長、医師）

「保健所の新型コロナウイルス感染症対応に係る記録について」

工藤航平（国立歴史民俗博物館准教授）

「東京都における感染症記録の保存対応と課題」

持田 誠（北海道浦幌町立博物館学芸員）

「地域博物館におけるコロナ関係資料の収集について」

特別報告 伊藤一晴「准認証アーキビストの検討状況について」

<参考資料 3> 保健所に関わる文書の保存について、市議会での答弁の例

八王子市議会会議録

令和 4 年 第 2 回定例会（第 2 日目） 2022 年 6 月 9 日

<https://www.city.hachioji.tokyo.dbsr.jp/330819?Template=document&Id=1919#all:1> (2023 年 7 月 26 日参照)

前提として以下の条例がある。

○八王子市公文書の管理に関する条例（令和元年 12 月 17 日 条例第 21 号）

（公文書の作成）

第 4 条 実施機関（＝市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。）の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、公文書を作成しなければならない。

- (1) 条例、規則及び訓令の制定又は改廃及びその経緯
- (2) 複数の行政機関による申合せ及びその経緯
- (3) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- (4) 職員の人事に関する事項

(https://www1.g-reiki.net/city.hachioji/reiki_honbun/g125RG00000748.html)

(2023 年 7 月 26 日参照)

◎【40 番若尾喜美絵議員】 木内副市長から御決意、お考えを述べていただきました。

私は、男女共同参画の実現を目指すというのが本当に何度もいろいろなものを読んで分からない、ジェンダーイクオリティという言葉を読んだときに、男女平等男女共同参画というふうに訳してくれれば本当に分かりやすかったと思うんですが、男女平等のところは抜けてしまったために、男女共同参画が何が何だか分からないようになって発信力が弱まってしまったのではないかなというふうに思います。国も改めてその経過を踏まえ発信をし直しているということも踏まえて、本市でもしっかりと取組をしていただきたいと強く要望しまして、ジェンダー平等条例の制定に向けて取り組んでいただきたいと述べまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、公文書の保存についてでございますが、公文書は市民の皆様の知的財産である、市民が主体的に利用し得るものであることを理解し、公文書の作成、取得から保存、廃棄まで、適正な公文書管理サイクルを実践し、市政を適正、効率的に運営していくことが大切だと考えているとの御答弁がありました。では、公文書管理を適正にしていくためにはどのような視点が必要なのでしょう。条例の規定では、実施機関の職員が資料の作成を行ったものを実施した機関が収集、管理、保存まで行う仕組みになっていますが、統一的管理ルールに基づいて収集、管理、保存が行われているのでしょうか。実施機関にとって都合が悪い資料は処分してしまうようなことがあって

は困ります。そして、その業務が一番よく分かっている実施機関が、資料の保存について、歴史的価値がある資料として保存するのか、廃棄するのか、視点を提示していくことは重要だと思いますが、一方で、専門的視点から俯瞰して資料の収集、保管、保存に取り組んでいくことも重要だと思います。専門的視点から見た資料の保存と廃棄の視点の必要性について、どのように認識しているのかお伺いします。

164◎【吉本孝良議長】 法務文書担当部長。

165◎【岡本洋法務文書担当部長】 保存期間を満了しました公文書につきましては、統一的な基準に基づき、各所管が歴史的に価値のある公文書として選別、または、公文書の廃棄を決定しています。この選別または廃棄の際には、学芸員等の専門的な資格、知識を有する歴史的文書管理専門員が専門的な視点によるチェックを行い、歴史的に価値のある公文書を適切に選別し、保存をしております。

166◎【吉本孝良議長】 第 40 番、若尾喜美絵議員。

167◎【40 番若尾喜美絵議員】 具体的には公文書管理についての所管は、実施機関の取組についてどのようにアドバイスをしたりコンサルタントをしたりして支援をしているのかお伺いします。

168◎【吉本孝良議長】 法務文書担当部長。

169◎【岡本洋法務文書担当部長】 実施機関への支援につきましては、各所管が適正に公文書を管理できるように、公文書管理の手引の作成や公文書保存期間設定基準、歴史的に価値のある公文書の選別基準といった統一的なルールを規定しています。

なお、このルールを周知徹底するために、毎年度、全庁に基準に基づいた適正な作業を実施するよう通知をしております。また、庁内から公文書の取扱いや考え方などの相談を受けるとともに、新規採用職員をはじめとする職員に、公文書に関する研修を実施し、公文書管理制度の全庁的な理解、意識の向上を図っております。

170◎【吉本孝良議長】 第 40 番、若尾喜美絵議員。

171◎【40 番若尾喜美絵議員】 次に、新型コロナウイルス感染症関連についてお聞きます。

統一的なルールに基づいて管理、保存が行われているということですが、公文書のことを実施機関が内容的には一番よく知っているということがあります。保健所には通常業務によって蓄積される文書のほかに、新型コロナウイルス感染症関連では具体的にどのような文書が蓄積されているのでしょうか。そうした文書の保存期間はどれぐらいになるのでしょうか。

172◎【吉本孝良議長】 健康部長。

173◎【渡邊洋子健康部長】 新型コロナウイルス感染症に係る文書でございますが、国や東京都からの各種通知類や照会・回答文書、医療機関からの発生届、感染症法に基づき発出いたしました文書、陽性者の健康観察記録、クラスター対応記録、また、地域医療体制支援拠点の立ち上げや運営に係る文書のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票や接種証明書発行申請書など多岐にわたっております。また、文書の保存期間につきましては、公文書保存期間設置基準に基づき、おおむね5年で設定しております。

174◎【吉本孝良議長】 第 40 番、若尾喜美絵議員。

175◎【40 番若尾喜美絵議員】 国は新型コロナウイルス感染拡大を歴史的緊急事態として位置づけ、2020 年 3 月には、感染症に関わる資料を国家社会として記録を共有する歴史的に重要な政策事項となるものとして閣議決定をしており、国立公文書館には通達が来ております。本市の保健所行政における資料も貴重な資料となり、その考

えに準じてしっかりと保存していく必要があります。そして、新型コロナウイルス感染症拡大への対応について、経験を将来的な感染症対策の教訓として生かしていくための取組を考えておくことも重要だと思います。現時点ではまだコロナ禍ということもあり、コロナを振り返っての最終的な取りまとめの記録集はすぐに作成することはできないと思いますが、収束後、新たな感染症対策の教訓として生かすためにも、保健所を中心とし、頑張ってきた本市の成果や課題を踏まえ、記録集を作成すべきだと考えますが、御見解をお伺いします。

176◎【吉本孝良議長】 総合経営部長。

177◎【古川由美子総合経営部長】 100年に1度の未曾有の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症の脅威に対して、2年以上にわたり行ってきました本市の対応をまとめた記録集を作成する予定でございます。この記録集を適切に保存し、将来の感染症対策の教訓として生かしてまいります。

178◎【吉本孝良議長】 第40番、若尾喜美絵議員。

179◎【40番若尾喜美絵議員】 将来の感染症対策にも生かすよう記録集を作っただけということで、ぜひよろしく願いいたします。

しかしながら、記録集ができたからといって、貴重な歴史的な資料がなくなっては困るわけです。そこで、しっかりとこの点、保存をしていっていただきたい。歴史的な価値のある資料の選別規定を踏まえつつも、コロナ禍での対応の中で、本来の様式を踏まえていない形での文書も送られてくるかもしれません。ですので、ぜひ歴史的価値のある資料の選別規定を踏まえつつも慎重な対応していただきたいというふうに思います。

そして、起案について、これを保存するのか破棄するのか、より保存に向けた慎重な提案を採用していく、尊重していくべきだというふうに私は考えております。保存に向けて、最後、5年が来て、さあ、どうするではなくて、その実施機関の中でそのことをよく知っている職員が、これは歴史的資料として位置づけ仕分けをするということも大切になってくると思います。

そこでお伺いします。再確認ですが、公文書管理課として文書の適正な管理について、日頃より通知を行ったり支援を行っているということでございますが、コロナ禍においてより慎重な対応をしていくことが必要だと思います。また、保健所を含めた市の対応を後世の方がしっかりと検証できるような保存に向けて、市の見解をお伺いしたいと思います。

180◎【吉本孝良議長】 法務文書担当部長。

181◎【岡本洋法務文書担当部長】 繰り返しとなりますけれども、公文書の管理につきましましては、統一的なルールを定め、各課に必要な支援を行っております。コロナ禍の対応を含めまして、市政の適正かつ効率的な運営のため、また、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明するためにも、将来にわたり保存する必要がある公文書につきましましては、歴史的に価値のある公文書として引き続き適正に保存してまいります。

＜参考資料４＞日本学術会議が開催した新型コロナウイルス感染症に関する公開講演会

日付	内容
2023/3/26	公開シンポジウム「コロナ禍で顕在化した危機・リスクと社会保障・社会福祉～誰一人取り残さない制度・支援への改革～」
2023/3/18	公開シンポジウム「With/After コロナ時代におけるケアの課題と新たな取り組み～医療・ケア、倫理、政策の捉え直しと提案～」
2023/1/22	公開シンポジウム「感染症拡大に学ぶ建築・地域・都市のあり方ー機能分化社会から機能混在社会へー」
2023/1/13	公開シンポジウム「新興・再興感染症の克服に挑む ～COVID-19 との闘いを経て～」
2022/12/23	公開シンポジウム「コロナ禍を踏まえた新たな国土形成計画の課題」
2022/11/13	公開シンポジウム「コロナ・パンデミックと格差・分断・貧困ー現状と今後ー」
2022/9/2	学術フォーラム「コロナ禍を共に生きる#8 コロナパンデミックが顕在化させた「働くこと」の諸課題は人口問題にどう影響するか？」
2022/7/30	公開シンポジウム「高齢者の健康・生活の視点から新型コロナウイルス感染症対策に求められる老年学の役割と発揮」
2022/7/23	公開シンポジウム「〈危機は法を破る〉のか？危機管理における人権制約と権力統制の問題」
2022/5/28	学術フォーラム「コロナ禍を共に生きる#7 新型コロナウイルス感染症のレジストリ研究の現状と今後の方向性 医療情報の収集と活用による対策について」
2022/5/21	公開シンポジウム「ポストコロナ時代に求められる看護系人材」
2022/4/23	公開シンポジウム「口腔に関連した新型コロナウイルス感染症の諸問題」
2022/3/25	学術フォーラム「COVID-19 時代のデータ社会とオープンサイエンス」
2022/3/21	公開シンポジウム「新型コロナウイルス感染拡大がもたらした日本の食と農をめぐる経済・社会問題」
2022/3/15	学術フォーラム「コロナ禍を共に生きるーウィズ／ポストコロナ時代の民主主義を考える：「誰も取り残されない」社会を目指して」
2022/2/6	学術フォーラム「コロナ禍を共に生きる # 5 感染症をめぐる国際政治のジレンマ 科学的なアジェンダと政治的なアジェンダの交錯」
2022/2/5	学術フォーラム「コロナ禍を共に生きる 0 4 [新型コロナウイルス感染症の最前線-what is known and unknown # 3] 「新型コロナウイルス感染症の予防と治療 Up-to-date そして変異株への対応」」
2022/1/25	公開シンポジウム「コロナ禍での感覚器障害のリスク」
2021/12/23	公開シンポジウム「プラスチックのガバナンス：感染症制御のための衛生環境管理と資源循環」
2021/12/21	公開シンポジウム「ポストコロナ時代に求められる公衆衛生人材」
2021/12/11	公開シンポジウム「With/After コロナ時代におけるケアの課題と新たな取り組みー子育てをしながら働き、働きながら暮らすための地域共生社会」
2021/12/5	公開シンポジウム「コロナ禍における人間の尊厳ー危機に向き合って」

	ー」
2021/11/3	北海道地区会議学術講演会『コロナ・ポストコロナ時代の社会課題の解決に向けてー記録・国際協力・情報技術ー』
2021/10/23	学術フォーラム コロナ禍を共に生きる # 3 「パンデミックに世界はどう立ち向かうのか～国際連携の必然性と可能性～」
2021/9/25	公開シンポジウム「WITH/AFTER コロナ時代の看護とデジタルトランスフォーメーション」
2021/9/22	公開シンポジウム「海空宇宙の COVID-19 対応と今後のパンデミック対応に向けて」
2021/9/19	公開シンポジウム「コロナ禍における社会の分断：ジェンダー格差に着目して」
2021/9/18	学術フォーラム コロナ禍を共に生きる[新型コロナウイルス感染症の最前線-what is known and unknown # 2]「新型コロナウイルス感染症の臨床的課題、対策と今後の方向性：臨床の現場を知り、何をすべきか一緒に考えましょう。」
2021/9/11	日本学術会議緊急フォーラム「新型コロナウイルス感染症の災害級流行急拡大への対応」
2021/8/29	公開シンポジウム「コロナ禍におけるトリアージの問題——世界の事例から日本を考察する」
2021/8/28	公開シンポジウム「ポストコロナ社会を見据えた睡眠・生活リズムのあり方～コロナ自粛から学ぶ～」
2021/7/17	公開シンポジウム「新型コロナワクチンを正しく知る」
2021/7/3	公開シンポジウム「コロナ下において考えるべき栄養」
2021/6/29	公開講演会「新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後-歯科からの発信-」
2021/6/27	公開シンポジウム「コロナ禍における社会福祉の課題と近未来への展望～直面する危機から考える～」
2021/6/27	公開シンポジウム「脳とところから見た With/Post コロナ時代のニューノーマルの課題と展望 2」
2021/6/20	公開シンポジウム「脳とところから見た With/Post コロナ時代のニューノーマルの課題と展望 1」
2021/5/23	公開シンポジウム「With/After コロナ時代におけるケアの課題と新たな取り組み」
2021/5/8	学術フォーラム コロナ禍を共に生きる[新型コロナウイルス感染症の最前線-what is known and unknown # 1]「新型コロナウイルスワクチンと感染メカニズム」
2021/4/24	公開シンポジウム「くすりのエキスパートが語る“よくわかる新型コロナウイルスワクチン”」
2021/3/29	公開シンポジウム「ポストコロナの日本の畜産」
2021/3/28	公開シンポジウム「現代社会とアディクション」
2021/3/24	公開シンポジウム「コロナ禍が加速する持続可能な社会の実現に向けた地球環境変化の人的側面研究の推進」
2021/3/21	公開シンポジウム「新型コロナウイルスパンデミック下での食料問題に農芸化学分野が果たす役割」

2021/3/17	公開シンポジウム「新型コロナウイルス禍に学ぶ応用物理：未来社会に向けて」
2021/1/13	公開シンポジウム「社会生活のデジタル改革」
2020/12/5	公開シンポジウム「身体・社会・感染症—哲学・倫理学・宗教研究はパンデミックをどう考えるか—」
2020/11/29	公開シンポジウム「COVID-19 パンデミックを契機として考える日本の結晶学の現状と今後」
2020/11/28	学術フォーラム「新型コロナウイルス感染症コントロールに向けての学術の取り組み」
2020/11/25	学術フォーラム「人口縮小と「いのちの再生産」—コロナ禍を超えて持続可能な幸福社会へ—」
2020/11/20	中部地区会議主催学術講演会「コロナ禍・豪雨災害：自然災害に向き合う」
2020/11/14	公開シンポジウム「One health：新興・再興感染症～動物から人へ、生態系が産み出す感染症～」
2020/11/11	学術フォーラム「コロナとの共生の時代における分析化学の果たす役割」
2020/11/7	北海道地区会議主催 学術講演会「感染症との共存の現在と未来」
2020/10/11	公開シンポジウム「With コロナの時代に考える人間の「ちがひ」と差別 ～人類学からの提言～」
2020/10/3	公開シンポジウム「複合災害への備え- with コロナ時代を生きる」
2020/9/20	学術フォーラム「生きる意味 —コロナ収束後の産学連携が目指す価値の創造—」
2020/9/19	公開シンポジウム「コロナ時代におけるフィールドワーク教育をめぐって」
2020/9/5	公開ワークショップ「新型コロナウイルス禍の下での持続可能な発展のための教育の推進」
2020/7/16	学術フォーラム「メディアが促す人と科学の調和—コロナ収束後の公共圏を考える—」
2020/6/18	学術フォーラム「人生におけるスポーツの価値と科学的エビデンス 新型コロナ感染収束後の社会のために」
2020/6/3	学術フォーラム「COVID-19 とオープンサイエンス」